

喜界町

男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

喜界町

男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



町章は喜界町の喜の平仮名を図案化したものです。
本町の合い言葉である「和」と「団結」を円によって表しています。
この章は逆さまにしても「き」の字に変わりがなく、町の円滑、公正な行政を表すものです。



喜界町保護蝶：オオゴマダラ（南の島の貴婦人）

平成 27 年 3 月

鹿児島県 喜界町

男女共同参画社会の実現をめざして



喜界町長 川島 健勇

近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態や個人の価値観・ライフスタイルの多様化、経済の長期的低迷など、我が国、本町を取り巻く状況は急速に変化しています。このような変化に適切に対応し、本町が将来にわたり豊かで活力あるまちとして発展していくため、個人の人権が尊重され、性別を問わず、あらゆる場所や場面においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

しかしながら、地域社会、職場、教育の現場等においては、依然として根深く存在する固定的役割分担意識やこれに基づく社会制度・慣行などが存在しているのが現状です。これらは、多様な活動に主体的に参画する機会を狭め、家庭内においては暴力などの人権問題を引き起こし、町民一人ひとりの豊かで活力に満ちた暮らしのありかたに多くの影響を及ぼします。

このような中、個人の人権が尊重され、男女が共に個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしていくという決意を持って、「喜界町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、平成25年度に実施した「喜界町男女共同参画社会についての住民意識調査」の結果を踏まえ、町民の各種団体の代表からなる喜界町男女共同参画懇話会における審議を経て、本町の特性を反映しました。

また、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき大きな課題である、配偶者等からの暴力の根絶に向けた「喜界町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的な推進を目指して策定いたしました。

今後は、この計画に基づき関係機関、町民の皆様との連携を深めながら、男女共同参画社会の実現をめざしてまいりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、住民意識調査に御協力を頂きました町民の皆様を始め、貴重なご意見をいただきました喜界町男女共同参画懇話会の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

平成27年3月

も く じ

第1章 計画の概要

- 1 計画改定の趣旨 4
- 2 計画の性格 4
- 3 計画の期間 4

第2章 計画策定の背景

- 1 世界の動き 5
- 2 日本の動き 7
- 3 鹿児島県の動き 10
- 4 喜界町の動き 12
- 5 喜界町の状況 13

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 16
- 2 計画の体系 17

第4章 計画の内容

■重点目標

- (1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革・・・・・・・・・・ 18
- (2) 男女共同参画を正しく理解する教育・学習の充実・・・・・・・・ 22
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進・・・・・・・・ 25
- (4) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・ 28
- (5) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・・・・・・・・ 31
- (6) 生涯を通じた男女の心身の健康の保持・増進・・・・・・・・ 33
- (7) 女性の人権を侵害する暴力の防止と救済に向けた環境整備・・・・ 37
「喜界町 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」
- 喜界町男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図・・・・・・・・ 43

参考資料

- 意識調査集計表
- 男女共同参画社会についての住民意識調査票
- 用語解説
- 男女共同参画基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 鹿児島県男女共同参画推進条例
- 喜界町男女共同参画推進会議設置規程
- 喜界町男女共同参画懇話会設置要綱

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国を決定する最重要課題に位置付けられています。

男女共同参画社会の実現は、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するために、地域づくりにかかわるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが緊要の課題であります。

本町においては、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、地域コミュニティ等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

2. 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画（第3次）」（平成22年12月閣議決定）を上位計画とし、喜界町総合振興計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (4) 本計画は、本町の特性を考慮したものとなるよう、平成25年に実施した「喜界町男女共同参画社会についての住民意識調査」の結果を踏まえて策定しました。
- (5) 本計画は、「喜界町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に進めます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を初年度とする平成36年度までの10年間とします。その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

第二次世界大戦後	「国連憲章」採択
1948年（昭和23年）	「人権に関する世界宣言」採択
1967年（昭和42年）	「女性に対する差別撤廃宣言」採択
1975年（昭和50年）	「国際女性年世界会議（第1回世界女性会議）」開催
1979年（昭和54年）	「女子差別撤廃条約」の採択
1985年（昭和60年）	「国連女性の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議）」開催
1993年（平成5年）	「世界人権会議」開催
1994年（平成6年）	「国際・人口開発会議」開催
1995年（平成7年）	「第4回世界女性会議」開催
2000年（平成12年）	「女性2000年会議」開催
2005年（平成17年）	「北京+10」世界閣僚級会合の開催
2011年（平成23年）	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関「UN WOMAN」の活動開始

◆ 「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。1946年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、1948年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言（世界人権宣言）」が1967年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

◆ 「国際女性年」と「国連女性の10年」

1975年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコシティで「国際女性年世界会議（第1回世界女性会議）」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指す上で各国が取るべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の1976年から1985年の「国連女性の10年」では「世界行動計画」を元に女性の地位向上の取組が世界的規模で行われました。

◆「女性差別撤廃条約」

1979年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言に基づいて女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

◆「国連女性の10年」への総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の10年」の最終年である1985年には、ナイロビで「国連女性の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議）」が開催され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

◆20世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。1993年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。「女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。1994年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」が人権の一部であると確認されました。

◆「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

1995年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や付帯的行動が示され、各国に国内行動計画の策定が求められました。向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示され、各国に国内行動計画の策定が求められました。

◆「女性2000年会議」と「北京+10」

2000年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び功労綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年と

なる 2005 年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性 2000 年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10（プラステン）」世界閣僚級会合が開催されました。

◆女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解

日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて 2008 年 4 月に第 6 回政府報告を提出し、その内容は 2009 年 7 月 23 日、女子差別撤廃委員会第 44 会期（於：ニューヨーク国連本部）において審議されました。8 月には我が国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21 項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終見解として出されています。

2. 日本の動き

1975 年（昭和 50 年）	「婦人問題企画推進本部」設置
1977 年（昭和 52 年）	「国内行動計画」策定
1985 年（昭和 60 年）	「男女雇用機会均等法」制定
1987 年（昭和 62 年）	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1991 年（平成 3 年）	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定
1994 年（平成 6 年）	「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置
1996 年（平成 8 年）	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1998 年（平成 10 年）	「男女共同参画審議会（存置期限無し）」設置
1999 年（平成 11 年）	「男女共同参画社会基本法」施行
2000 年（平成 12 年）	「男女共同参画基本計画」策定
2001 年（平成 13 年）	「内閣府男女共同参画局」設置 「男女共同参画会議」設置 「配偶者暴力防止法」施行
2003 年（平成 15 年）	「少子化対策基本法」施行
2005 年（平成 17 年）	「第二次男女共同参画基本計画」策定
2008 年（平成 20 年）	男女共同参画推進本部決定「女性の男女共同参画社会プログラム」
2010 年（平成 22 年）	「第三次男女共同参画社会基本計画」策定

◆「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、1975年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。1977年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、1986年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

◆「女性差別撤廃条約」批准に向けた法制度の整備

1980年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。1984年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、1985年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

◆男女共同参画型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

1987年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参画型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」が策定されました。

◆「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

1991年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画型社会の形成」を目指すこととしました。

◆「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

1994年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

◆「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

1996年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動要領」や「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

◆「男女共同参画社会基本法」

1999年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成を我が国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、

社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的としています。

◆「男女共同参画基本計画」

2000年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

◆「内閣府男女共同参画局」

2001年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

◆「配偶者からの暴力の廃止及び被害者の保護に関する法律」

2001年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、2004年、2007年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、2007年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また、2004年には同法に基づいて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針」が策定されました。

◆「第二次男女共同参画基本計画」

2005年には、「男女共同参画基本計画」による取り組みを評価・総括し、「第二次男女共同参画基本計画」が策定されました。新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

◆女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

2009年8月、女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女子差別撤廃委員会から出され、「最終見解にして遺棄されている課題への取り組み等を通じて、一人ひと

りが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会作りに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

◆「第三次男女共同参画基本計画」

2010年には、基本法施行後10年間の反省点を踏まえ、具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した実効性のある「第三次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、改めて強調する視点として、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況におかれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進を掲げ、男女共同参画社会の実現により目指すべき社会を

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
 - ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
 - ④男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会
- と具体的に示しています。

3. 鹿児島県の動き

1979年（昭和54年）	「青少年婦人課」、「鹿児島県婦人関係行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」の設置
1981年（昭和56年）	「鹿児島県婦人対策基本計画」策定
1991年（平成3年）	「鹿児島女性プラン21」策定 「鹿児島女性行政連絡会議」及び「鹿児島女性プラン21推進会議」の設置
1999年（平成11年）	「かごしまハーモニープラン」策定 「鹿児島男女共同参画推進本部会議」及び「かごしまハーモニープラン推進懇話会」の設置
2001年（平成13年）	「鹿児島県男女共同参画推進条例」制定
2002年（平成14年）	「鹿児島県男女共同参画審議会」の設置
2003年（平成15年）	「鹿児島県男女共同参画センター」開設
2006年（平成18年）	「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
2008年（平成20年）	「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (計画期間：平成20年～平成24年)
2013年（平成25年）	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (計画期間：平成25年～平成29年)

◆「青年婦人課」「婦人関係行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和54（1979）年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人関係行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

◆「婦人対策基本計画」

昭和56（1981）年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和60（1985）年の「鹿児島県新総合計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

◆「鹿児島女性プラン21」

平成2（1990）年の「鹿児島総合基本計画」に「男女共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人政策室」が設置されました。翌年には「婦人政策室」が「女性政策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

◆「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成11（1999）年に、国の「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた、「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13（2001）年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称しました。翌年、「県男女共同参画推進条例」第17条の規程に基づき、「鹿児島県男女共同参画審議会」が設置されました。

◆「鹿児島県男女共同参画センター」

平成15年（2003）年に「青少年男女共同参画課男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習、研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

◆「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成17（2005）年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成（平成23年3月改定）されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定（平成21年3月改定）されました。

◆「配偶者暴力相談支援センター」

配偶者暴力防止法に基づき平成14年(2002)年に婦人相談所(現女性相談センター)、平成18(2006)年に男女共同参画センター、平成19(2007)に各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7カ所)が配偶者暴力相談支援センターとして指定されました。

◆「鹿児島県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成20年度～平成24年度)

「鹿児島の男女の意識に関する調査」を平成19(2007)年に実施し、平成20(2008)年に「男女の人権が尊重される社会の形成」「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、翌年には、「男女共同参画室」が設置されました。

◆「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成25年度～平成29年度)

「第1次鹿児島県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成20～24年度)の成果と課題を踏まえ、鹿児島県における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、平成25～29年度の5年間を計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

4. 喜界町の動き

2013年11月、男女共同参画社会の形成に関する施策の進捗状況についての審議・評価、その他男女共同参画社会の形成に関する諸課題についての調査・研究・審議を住民の立場から行う「喜界町男女共同参画懇話会」と、本町における男女共同参画行政を総合的・計画的に推進するための庁内本部として、町長を会長として各課長・事務局の委員で構成する「喜界町男女共同参画推進会議」を設置し推進体制を整備しました。

また、平成26年1月1日～2月21日に「喜界町男女共同参画社会」についての住民意識調査を実施し、この調査結果を踏まえて、計画期間を平成27年度からの10年間とする「喜界町男女共同参画社会基本計画」を策定します。

5. 喜界町の状況

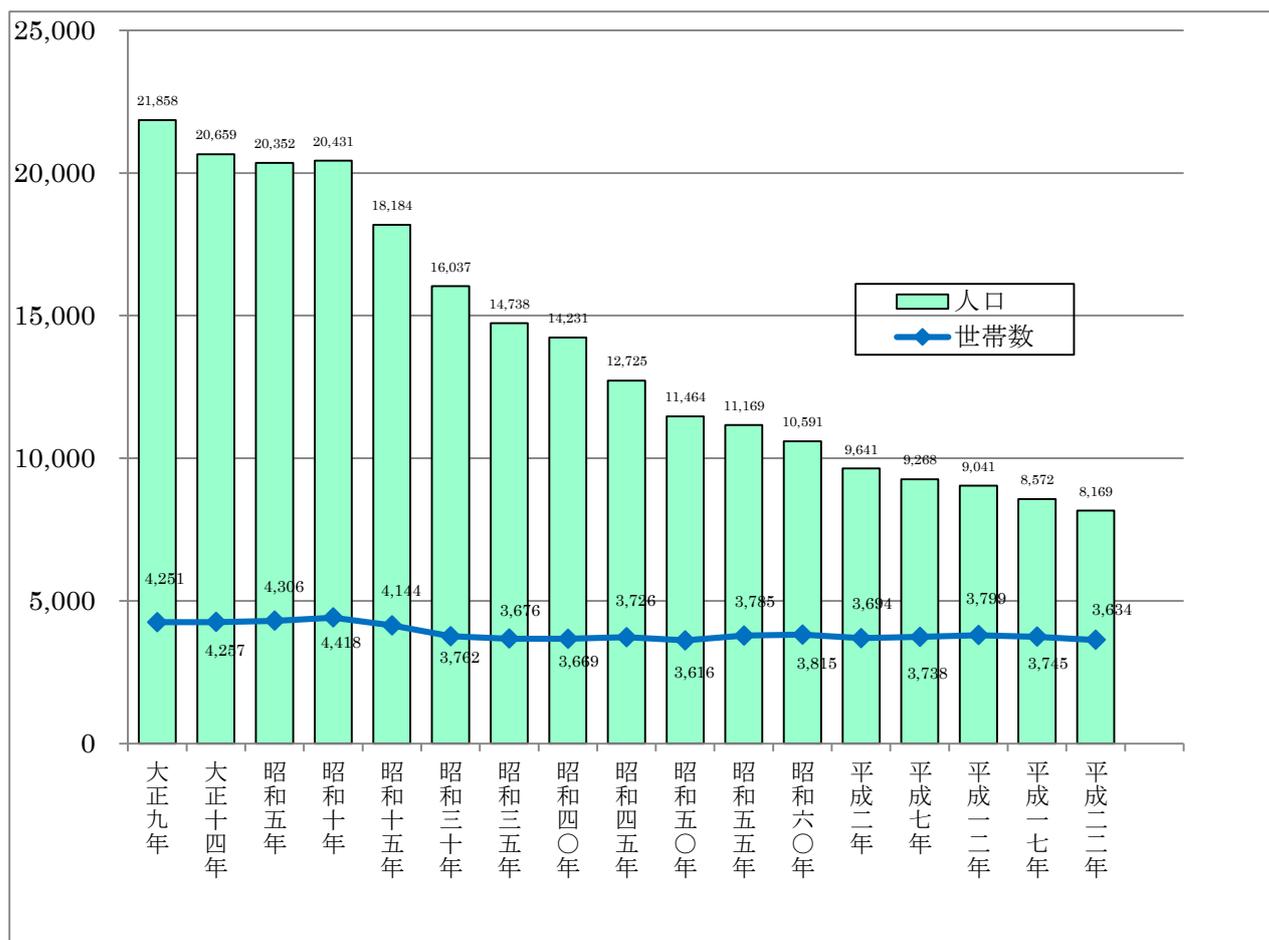
人口減少と少子高齢化

本町の総人口は平成 12 年 9,041 人、平成 17 年 8,572 人、平成 22 年 8,169 人と年々減少傾向にあります。人口数は減少していますが、世帯数は平成 12 年 3,799 世帯、平成 17 年 3,745 世帯、平成 22 年 3,634 世帯と概ね横ばいで推移しています。

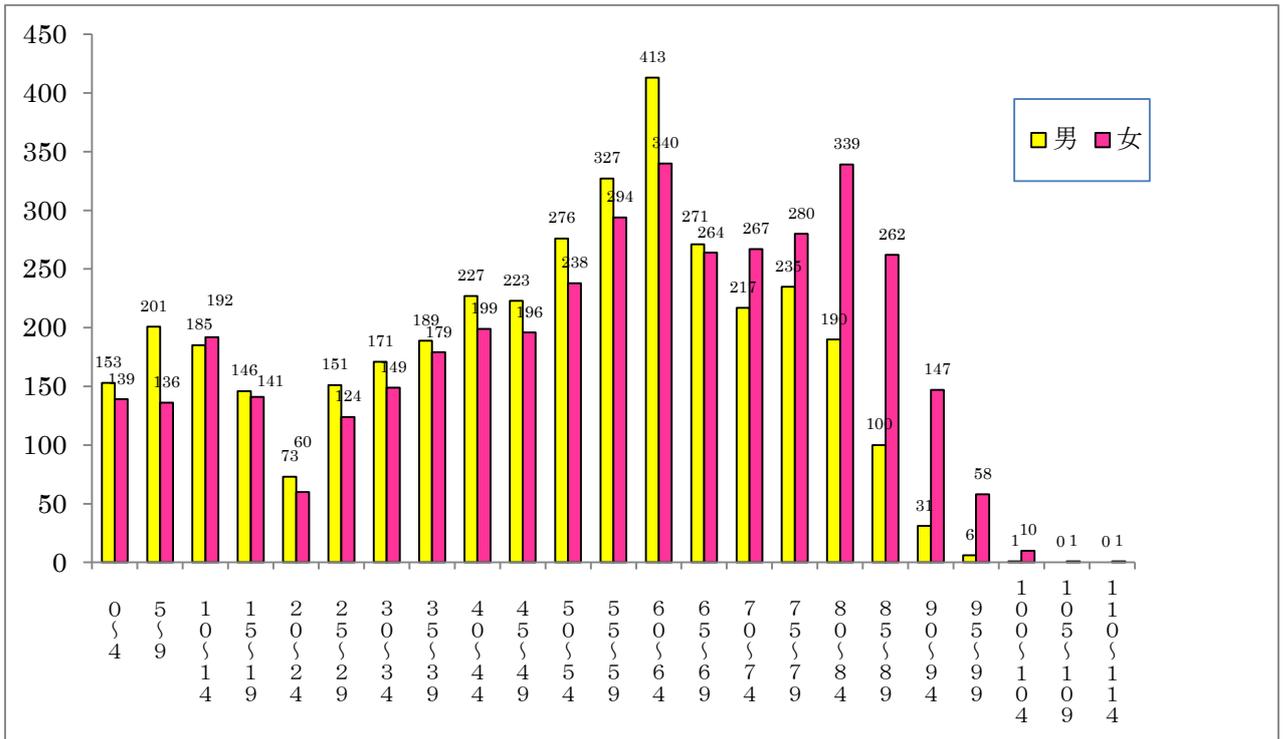
年齢 5 歳階級人口を見ていると、60 歳以上の高齢者の割合は高く、20 歳から 24 歳の主に高校卒業者を中心とした若年層の島外への人口流出がうかがえます。

出生数は、平成 17 年度 69 人、平成 23 年 61 人、平成 25 年 68 人と近年の出生数は横ばいに推移しています。

合計特殊出生率は、平成 5 年～9 年は 2.54 で全国 2 位、平成 10 年～14 年は 2.31 で全国 13 位、平成 15 年～19 年は 1.98 で全国 16 位となっており、全国、鹿児島県内でも高い状況にありますが、年々、出生率の低下がみられ、少子化傾向が進んでいます。



人口の移動【平成 22 年国勢調査】



出生数の推移

S40年	S50年	S60年	H7年	H17年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
250	147	133	85	69	55	66	60	48	71	56

合計特殊出生率

	喜界町	鹿児島県	国
H5～H9年	2.54 (全国 2位)	1.66	1.44
H10～H14年	2.31 (〃 13位)	1.55	1.36
H15～H19年	1.98 (〃 15位)	1.52	1.31
H20～H24年	2.00 (〃 26位)	1.62	1.38

資料 保健福祉課

※合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

この計画においては、平成27年度から平成36年度までの10年間にわたり、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づいた取り組みを進めることにより、本町に暮らすすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することによる多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成について5つの基本理念

●男女の人権の尊重●

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

●社会における制度又は慣行についての配慮●

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

●政策等の立案及び決定への共同参画●

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

●家庭生活における活動と他の活動の両立●

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

●国際的協調●

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的強調の下に行われなければならない。

2. 計画の体系

基本目標

男女共同参画社会についての確かな理解の浸透
固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会



男女共同参画社会の形成について5つの基本理念

第4章 計画の内容

重点目標

(1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

男女の固定的な性別役割分担意識に基づく意識は、長い時間をかけて培われ、社会制度、慣行に影響を及ぼしており、そのことが男女の地位の不平等感が解消されない背景になっています。このような固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、男女共同参画社会を形成する上で大きな阻害要因となっています。

本町において、平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」のなかで、「家庭の中で」「職場の中で」「地域社会の中で」「社会通念・慣習・しきたりなどで」の項目においては「男性のほうが優遇されている」という意見の割合が高く、男女共同参画社会を阻害する要因となっている慣習があることがわかりました。

男女がその個性と能力を十分に発揮することができるよう、町の広報紙をはじめホームページなど、町民に身近なさまざまな媒体を活用した広報を進めるとともに、町民との協働による啓発活動など、実践的な活動も取り入れます。

また、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる本町のさまざまな施策を策定・実施するにあたっては、男女共同参画の視点をもって取り組んでいきます。

NO	事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none">各世代の男女の意識と実態等について把握し、男女共同参画施策へ反映します。男女共同参画にかかわる統計情報を収集・整備し、提供します。	企画課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
2	男女共同参画社会づくりへ向けた町民への広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな広報媒体を活用し、男女共同参画について分かりやすく広報します。 ・ 町が行う広報、啓発活動に男女共同参画の視点を反映します。 ・ 国や地方公共団体と連携して、効果的な啓発活動に取り組みます。 ・ 町民との協働による啓発活動を推進します。 	企画課
3	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女が共に家庭責任を果たすための学習会（子育て、介護、料理教室等）を開催します。 	教育委員会 生涯学習課 保健福祉課
4	職場内における慣行の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における固定的な役割分担見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。 ・ 男女雇用機会均等法等の法令の遵守に向けた情報提供を関係事業所に行います。 	企画課 関係各課
5	学校運営における慣行の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営における固定的な役割分担見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。 	教育委員会 総務課

NO	事業	事業内容	担当課
6	社会的差別に配慮した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別に起因する町民の様々な悩みに対応するため、男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実を図ります。 	住民課 保健福祉課 関係各課
7	法律・制度の理解促進及び相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関連の深い法律や制度についての啓発資料を配布します。 男女共同参画施策苦情処理ガイドブックを活用し、問題の検討・解決にあたります。 	企画課
8	女性団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 様々な女性団体、NPO 等と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に取り組みます。 	企画課 関係各課
9	地域運営における慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づいた慣行の見直しのための研修、広報、啓発活動を行います。 	総務課 企画課
10	行事やイベントにおける慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行事、イベント等における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。 町が主催するイベント等については、積極的に慣行の見直し、改善を行います。 	企画課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
1 1	個性を大切に する進路指導 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう進路指導を行います。 ・ 教職員を対象とした研修の実施や情報の提供に努めます。 	教育委員会 総務課
1 2	各種団体の方 針決定の場へ の女性の参画 拡大に向けた 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の参画を阻害する要因となっている、団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるような適切なアドバイスと情報提供を行います。 	企画課 関係各課

重点目標

(2) 男女共同参画を正しく理解する教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識を浸透させ、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

本町において、平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」のなかで、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「妻や子を養うのは、男性の責任である」「女性は結婚したら自分のことより、家族を中心に考えるべきである」「女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである」等の項目について、肯定的な意見が過半数を超えており、依然として固定的な役割分担意識が根強く存在しています。

働く場、地域などあらゆる場において男女が共に支えあう社会を作るためには、次世代を担う子どもたちが小さい頃から男女共同参画を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、自然に男女共同参画意識を身につけた大人に成長していくことが重要です。

また、様々な啓発がなかなか届きにくい男性や若年層に対して、さらに工夫した取組みを行います。

NO	事業	事業内容	担当課
13	幼児教育・学校教育における社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした人権教育を通して、男女平等教育を推進します。 	教育委員会 総務課
14	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分業意識の解消と、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むために、生涯学習・社会教育において、男女共同参画社会についての理解を深める学習機会の提供に努めます 	教育委員会 総務課 教育委員会 生涯学習課

NO	事業	事業内容	担当課
15	生涯学習・社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習、社会教育を行う際に、男女共同参画社会形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等の諸要因を助長するものでないか考慮します。 	教育委員会 総務課 教育委員会 生涯学習課
16	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行います。 	企画課
17	男女共同参画社会についての情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国、県の取組や法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、町のあらゆる媒体を活用し提供します。 	企画課
18	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。 	教育委員会 総務課 企画課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
19	女性差別撤廃条約等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 女性差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い国際的な法令や条約等について、町職員をはじめとする公職に携わる人に対して理解の促進を図るとともに、住民に対するわかりやすい周知に配慮します。 	企画課
20	人権・男女共同参画についての事業等の取組に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会についての理解を深める学習を実施するに当たって資料・情報の提供等を行います。 	総務課 企画課 教育委員会 総務課
21	保護者・PTA等への情報提供等支援	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、学校等における地域コミュニティ・保護者会・PTA等を活用し、情報提供に努めるとともに、男女共同参画の理念の理解を促進します。 	教育委員会 総務課
22	女性団体等への情報提供等支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成に寄与するよう情報提供を行います。 	企画課
23	教育関係者等への意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しに向けて、教職員、幼稚園教諭、保育士等を対象に男女共同参画社会についての研修に取り組みます。 	教育委員会 総務課
24	管理職を活用した男女共同参画概念の周知	<ul style="list-style-type: none"> 教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取り組みを促進します。 	教育委員会 総務課

NO	事業	事業内容	担当課
74	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会、教育現場におけるデートDVの防止に向けた研修会、啓発活動を行います。 	教育委員会 総務課 保健福祉課
75	セクシャル・ハラスメント防止・救済に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 庁内、教育機関、関係事業所等の意識改革を促進するとともに、防止対策、相談体制等を進めます。 	総務課 関係各課
76	関係機関・団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 行政、警察、民間団体等、関係機関が有機的に連携し、DV被害者に対する相談から自立に至る総合的な支援システムの構築を図ります。 	教育委員会 総務課 保健福祉課 教育委員会 生涯学習課

重点目標

(3) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

本町における男女共同参画の取り組みを進めるにあたって、住民の生活に密接にかかわる地域での取り組みはきわめて重要です。

少子高齢化・過疎化の進行、雇用環境の悪化、家庭における育児・介護の困難等の問題に対応し、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の整備を進めるためには、これまでの公共サービスのあり方から、集落コミュニティ等との協働による、地域の特性・実態に応じた取組を進めることが必要です。

平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」のなかで、地域への貢献意欲については、「少しそう思っている」(45.0%)、「かなりそう思っている」(23.4%)、「非常にそう思っている」(14.2%)と肯定的な意見が半数を占めており、地域貢献意識は高いようです。しかし、地域の雰囲気や慣習については、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」(21.6%)が最も高く、固定的な性別役割分担意識等従来の地域の慣行に基づく活動の運営や内容に根付いていることがわかりました。

このようなことから男女共同参画の視点から見た地域コミュニティに関わる現状と課題を踏まえて、それぞれの地域における多様性に富んだ活力を活性化し、様々な立場の人が共に地域づくりに取り組めるよう環境の整備を進めます。

NO	事業	事業内容	担当課
25	就職・再就職・就業継続に向けた情報と学習機会の提供	・ 関係機関と連携して、就職・再就職や就業の継続を支える制度などの情報やスキルアップのための学習機会についての情報を提供します。	企画課 産業振興課

NO	事業	事業内容	担当課
26	起業希望者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度などの情報を提供します。 	関係各課
27	農林水産業への新規就業希望者への情報提供と支援	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。また、女性が積極的に農業経営等に参画できるよう意識づくりを行います。 	産業振興課 農業委員会
28	ひとり親家庭の就業に関わる支援制度の充実と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活の安定と自立を支えるために、就業に関する支援制度を充実するとともに、情報を提供します。 	保健福祉課
29	公共空間のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、自らの意思で社会参画し、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、公共空間のバリアフリーを推進します。 	建設課 水環境課
30	高齢期の生活の安定と自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> 経済的・生活的自立に関するさまざまな教育・学習機会などを通して、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。 	教育委員会 総務課 保健福祉課

NO	事業	事業内容	担当課
3 1	在宅介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護における固定的な性別役割分担意識を解消し、介護する人と介護を受ける人が「個」として大切にされるように配慮した在宅介護サービスの充実を図ります。 	保健福祉課
3 2	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるボランティア活動や、NPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく運営の見直しに向けて、情報や研修機会を提供します。 	総務課 企画課 関係各課
3 3	集落活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 集落活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりの研修を実施し、女性をはじめ多様な人の参画の拡大に取り組みます。 	総務課 企画課
3 4	仕事と生活の調和に関する男女共同参画社会形成への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについての社会的理解を深めます。 職場等において働き方の見直しと、男女共同参画社会形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。 	総務課 関係各課
3 5	就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや、仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を施し、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備を働きかけます。 	企画課 建設課 産業振興課 農業委員会

重点目標

(4) 政策・方針決定への女性の参画の拡大

住民に身近な行政に携わる町の政策決定は、一人ひとりの住民の生活に大きな影響を与えます。また、社会のあらゆる領域での多様性の確保が必要とされており、政策又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に男女がともに参画し、その意見が反映されることが重要です。

国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを目標に計画的に取組みを進めています。

本町においては、役場の女性の管理職への登用率、議会議員・審議会等の割合等勘案すると、女性の政策・方針決定への参画は低調な状況です。しかし、平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思うか」について、肯定的な回答が86.6%（「そう思う」53.0%＋「どちらかといえばそう思う」33.6%）と高くなっており、男女別にみても、男女ともに7割以上が肯定的な回答をしています。

このような現状を踏まえ、意識改革や人材育成に努め、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。

また、行政だけでなく、企業・労働団体、さらに地域のさまざまな組織・団体においても、男女共同参画に向けた自主的な取組みを促すとともに行政からの働きかけを行います。

NO	事業	事業内容	担当課
36	企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大	・ 企業、団体等に対し、女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など、女性の活躍についての働きかけに取り組みます。	関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
37	地域・各種団体等における方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援等を行います。 ・ 自治会等における会長や副会長等役員への女性の参画率についての定期的な把握・公表を行います。 ・ 地域団体・市民団体への女性の参画拡大のための広報・啓発を行います。 	総務課 企画課
38	役場内における女性 職員の計画的な人材育成と登用の推進職場風土の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な人材育成や登用等、女性職員の活躍推進に向けた取り組みを更に進めます。 ・ 女性管理職等の比率向上 	関係各課
39	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育、社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の参画の促進についての働きかけを行います。 	教育委員会 総務課
40	女性農業委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性農業委員登用の積極的な促進に努めます。 	農業委員会
41	各種会議・研修会等の開催における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別にかかわらず誰もが参加しやすい各種会議、研修会の実施に努めます。 	総務課 企画課 教育委員会 生涯学習課

NO	事業	事業内容	担当課
4 2	地域における先進事例の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体等の女性リーダーの人材育成やネットワーク化を支援し、地域活動の先進事例等を紹介します。 	企画課 関係各課
4 3	企業等における先進事例の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の能力発揮に向けた企業等の取組みを奨励するとともに、先進事例等を紹介します 	企画課 関係各課
4 4	役場におけるポジティブ・アクションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の職域拡大と男女でバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるように配慮します。 	総務課 関係各課

重点目標

(5) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

喜界町男女共同参画基本計画に策定された施策を推進するために、行政、事業者、地域コミュニティ等が一体となって、協働で取り組むことができるように推進体制の整備に取り組みます。

○国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取組が要請されます。関係機関との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

○庁内推進体制の機能の強化

本計画の推進に当たっては、町民の代表者からなる喜界町男女共同参画懇話会の意見をはじめ、住民からの意向を尊重しながら、町長を会長とする喜界町男女共同参画推進会議を中心とする庁内推進体制の機能強化を図り、町民、町政が一体となって、総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

NO	事業	事業内容	担当課
45	男女共同参画基本計画の施策の推進	<ul style="list-style-type: none">本計画に「男女共同参画事業」として策定された施策を所管する各課において男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、「阻害しない」よう、施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の施策を進めます。	企画課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
46	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、近隣自治体、関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。 	企画課
47	町民との連携	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の進捗状況についての評価を行うなど、懇話会の機能が十分発揮できるように努めます。 	企画課
48	庁内推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 本町が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進会議の機能の発揮を図ります。 「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画懇話会」「男女共同参画推進会議」の機能発揮のために事務局機能を果たします。 	企画課 関係各課

重点目標

(6) 生涯を通じた心身の健康の保持・増進

男性も女性も、互いの身体的特徴を十分に理解し合い、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の推進に当たって重要だと言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。特に女性の身体には妊娠や出産を可能とする機能があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性の生涯の健康を支援するために総合的に取り組むことが必要です。

平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」のなかで、この一年間の生活の中での不安や悩みについて、「自分や家族の将来について」(18.8%)、「病気・障がいなどの身体の健康について」(16.7%)、「特になかった」(11.7%)の順になっています。また、「ストレス、うつなどの心の健康について」とした人の割合は、20代(11.5%)が最も高く、次いで40代(9.6%)、30代(9.4%)の順になっており、ほとんどの人が何かしらの複合的な不安や悩みを抱えていることがわかりました。

誰もが、生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立ち支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

NO	事業	事業内容	担当課
49	女性特有のライフサイクルに応じた健康課題に対する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期、妊娠期、出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに通じた女性の健康保持・増進対策を推進します。 ・ 労働基準法等に基づく女性労働者の母性保護、母性の健康管理について周知徹底します ・ 妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨等により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。 	保健福祉課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
50	健康をおびやかす問題についての対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 感染／エイズに関する正しい知識の普及啓発や予防教育を推進します。 ・ 性感染症の予防教育を推進します。 ・ 飲酒、喫煙、薬物乱用などが心身に及ぼす影響についての十分な知識の普及啓発をします。 ・ 生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する知識の啓発を進めます。 	保健福祉課 教育委員会 総務課
51	生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス対策も含めたこころの健康づくりや生活習慣病予防など心身の健康づくりを推進します。 ・ 男女の身体的機能の特性を踏まえた健康情報を提供します。 ・ 男女が生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。 	教育委員会 生涯学習課 保健福祉課
52	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。 	教育委員会 総務課長 保健福祉課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
5 3	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の抑制等を図り、心身の健康を維持するためにも、仕事と生活の調和を図る事が重要であること等、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関する広報・啓発活動を進めます。 	企画課 保健福祉課
5 4	「マタニティマーク」の普及	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊婦に妊産婦に対する優しい環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。 	保健福祉課
5 5	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期の自立した日常生活に向けて、介護予防施策の他、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施できるよう普及啓発を実施します。 	教育委員会 生涯学習課 保健福祉課
5 6	自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の自殺者全体の4割が、40～60歳の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自殺予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進でできるような広報に努めます。 	総務課 企画課 保健福祉課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
57	メンタルヘルス支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。 	総務課 保健福祉課
58	健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。 ・ 町の実態や町民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる女性の人材の育成・要請・活用を支援します。 	教育委員会 生涯学習課

重点目標

(7) 女性の人権を侵害する暴力の防止と救済に向けた環境整備 「喜界町 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を推進していく上で克服すべき重要な課題です。なかでも、DVは夫・パートナーなど親密な関係の間でおこっていることから、家庭内のことあるいは男女間の個人的な問題としてなかなか表面化せず、対応の難しい問題です。女性に対する暴力は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、職場等における上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として理解し、男女共同参画の視点を持って対処していく必要があります。

平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」のなかで、これまでに「なぐったり、けったり、物を投げつけてきたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」ことが「1、2度あった」という人は4.8%で、「何度もあった」(13.9%)という人を合わせると、身体的暴力を受けたことがある人は18.7%となっています。

配偶者等からの暴力を受けたときの相談先については、「家族や親戚に相談した」(23.6%)が最も高く、次いで「友人、知人に相談した」(19.2%)となっています。その他の項目は公的機関をはじめ0~3.8%と低くなっており、私的関係の範囲内での相談にとどめている割合が高い傾向にあります。また、「どこにも、だれにも相談しなかった(できなかった)」とする人の割合は42.3%とすべての項目の中で最も高くなっています。

配偶者、パートナー等からの暴力やストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見等があり、これらの暴力の根源は、男女共同参画社会を形成する上で、大きな阻害要因になります。

本町においても、「喜界町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を「喜界町男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DVの根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組みます。

また、広報・啓発活動や相談体制の充実、関係機関との連携による総合的で継続性のある被害者支援を行います。

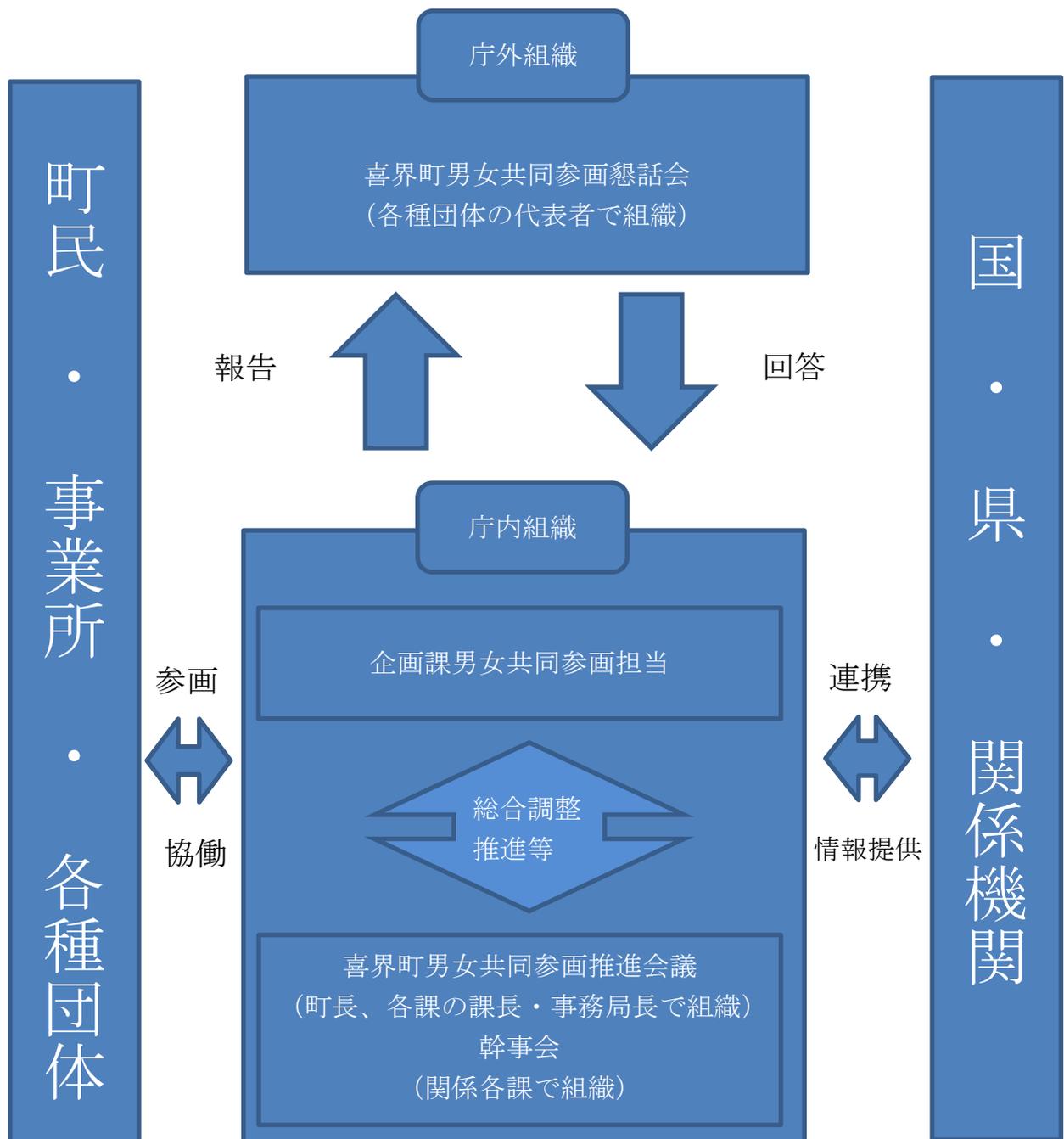
NO	事業	事業内容	担当課
59	被害者の早期発見、相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者の身体的安全確保のため、より一層関係機関との連携を図るとともに、被害者への迅速な対応を進めるため、主に相談・自立支援・情報提供に重点を置いた「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備について検討します。 ・ DV被害者の多くは複雑多岐にわたる問題を抱えており、一つの機関だけでは解決できない問題が多いため、関係機関の共通認識を深め、より円滑な対応を行うため、関係機関で蓄積された相談対応事例の共有化を図ります。 ・ 各種制度を活用する際、複数の窓口で繰り返し説明することのないよう、関係機関と調整を行います。 ・ 相談機関の職員に研修を行い、被害者の心理状態に配慮した二次被害の予防、緊急避難時の対応、関係機関との連携などについて適切なアドバイスを行います。 ・ 関係機関と連携し相談体制や窓口について整備・広報を充実するとともに、事例検討を行うなど関係機関と有機的な相談体制の整備に努めます。 ・ さまざまな機会を捉え、町職員の啓発や研修を行うとともに、相談窓口等体制の整備に努めます。 	<p>保健福祉課</p> <p>住民課</p> <p>関係各課</p>

NO	事業	事業内容	担当課
60	被害者の自立のための支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の状況に応じ、緊急一時的な保護を引き続き実施します。 DV被害者の精神的サポートとともに、一時保護後の課題整理など関係機関と協力して行うため、引き続き施設へケースワーカー及びカウンセラーの派遣を実施します。 DV被害者に対し、就業や住宅など各種支援制度の情報提供を行います。 被害者に同伴し、一時保護されている子どもに対し、適切な支援が実施されるようこども相談センターと緊密に連携を図ります。 	保健福祉課 住民課 関係各課
61	「人権週間」における広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。 	総務課 住民課
62	地域における学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 公民館講座等での啓発活動に努めます。 	教育委員会 生涯学習課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
6 3	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や研修会を実施します。 	企画課 保健福祉課
6 4	書籍やDVD等関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関、各種団体等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。 	関係各課
6 5	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、役場庁舎内にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。 	企画課 保健福祉課
6 6	地域における見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> 集落コミュニティや地域ネットワーク活動等を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境作りを推進します。 	総務課 企画課 保健福祉課
6 7	育児・介護サービスの提供者による早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の状況を把握しやすい立場にある、育児サービスや高齢者・障害者に対する介護サービス等を行っている福祉関係者は、配偶者等からの暴力の問題がないか留意し、被害者が適切な支援を受けられるように、関係機関につなぐ対応に努めます。 	住民課 保健福祉課 関係各課

NO	事業	事業内容	担当課
68	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への適切な情報提供を行い、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるように研修機会の提供、活動の促進を図る支援に務めます。 	住民課 保健福祉課
69	学校、幼稚園、保育所における子どもの行動等からの早期発見・援助	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から町や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助にあたります。 	教育委員会 総務課 教育委員会 生涯学習課
70	通報者の情報の保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。 	関係各課
71	相談員等支援者へのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> 被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。 	保健福祉課
72	被害者への情報提供・利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 援護制度、貸付金制度、保育サービス等の情報提供による、被害者の負担軽減を図ります。 	保健福祉課 住民課 関係各課
73	配偶者防止法に基づく児童に対する接近禁止命令制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 加害者によるこどもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保します。 接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、学校への制度の周知を図ります 	教育委員会 総務課 保健福祉課

喜界町の推進体制図



參考資料

意識調査集計結果

I 調査の概要

1 調査の目的

喜界町における男女共同参画社会の形成に向けて、住民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、「喜界町男女共同参画基本計画」策定と今後の施策の充実を図るための基礎資料とする。

2 調査の実施概要

- (1) 調査地域: 喜界町全域
- (2) 調査対象: 喜界町在住の20歳以上の男女 2000人

	女性	男性	年代別計	年代別比
20代	62	60	122	6.1%
30代	106	100	206	10.3%
40代	129	146	275	13.8%
50代	172	191	363	18.2%
60代	194	220	414	20.7%
70代	166	134	300	15.0%
80歳以上	225	95	320	16.0%
性別計	1054	946	2000	100.0%
性別比	52.7%	47.3%	100.0%	

- (3) 抽出方法: 住民基本台帳より無作為抽出

- (4) 調査方法: 郵送配布・回収, 協力のお願ひ1回

- (5) 調査期間: 平成26年1月8日～2月21日

1月6日 調査表発送

2月21日 締め切り

3 回収状況

標本数 2000
回収数 693(回収率:34.7%)
有効回収数 667(回収率:33.4%)

問1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識について

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
賛成	97	14.5%	51	14.2%	46	15.3%	0	0.0%
どちらかと言えば賛成	264	39.6%	138	38.3%	121	40.3%	5	71.4%
どちらかと言えば反対	179	26.8%	97	26.9%	81	27.0%	1	14.3%
反対	101	15.1%	59	16.4%	42	14.0%	0	0.0%
無回答	26	3.9%	15	4.2%	10	3.3%	1	14.3%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問2 男女の地位の不平等感について

①

① 家庭の中で	選択項目	総計		女性		男性		無回答	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	103	15.4%	78	21.7%	24	8.0%	1	14.3%
	どちらかといえば男性が優遇されている	301	45.1%	164	45.6%	134	44.7%	3	42.9%
	平等	182	27.3%	80	22.2%	101	33.7%	1	14.3%
	どちらかといえば女性が優遇されている	29	4.3%	11	3.1%	18	6.0%	0	0.0%
	女性の方が非常に優遇されている	3	0.4%	0	0.0%	3	1.0%	0	0.0%
	わからない	21	3.1%	9	2.5%	12	4.0%	0	0.0%
	無回答	28	4.2%	18	5.0%	8	2.7%	2	28.6%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

②

② 学校教育の中で	選択項目	総計		女性		男性		男性	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	19	2.8%	17	4.7%	2	0.7%	0	0.0%
	どちらかといえば男性が優遇されている	68	10.2%	49	13.6%	17	5.7%	2	28.6%
	平等	426	63.9%	212	58.9%	213	71.0%	1	14.3%
	どちらかといえば女性が優遇されている	27	4.0%	10	2.8%	17	5.7%	0	0.0%
	女性の方が非常に優遇されている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	わからない	68	10.2%	37	10.3%	30	10.0%	1	14.3%
	無回答	59	8.8%	35	9.7%	21	7.0%	3	42.9%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

③

③ 職場の中で	選択項目	総計		女性		男性		男性	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	78	11.7%	55	15.3%	23	7.7%	0	0.0%
	どちらかといえば男性が優遇されている	296	44.4%	160	44.4%	132	44.0%	4	57.1%
	平等	150	22.5%	65	18.1%	85	28.3%	0	0.0%
	どちらかといえば女性が優遇されている	29	4.3%	9	2.5%	20	6.7%	0	0.0%
	女性の方が非常に優遇されている	4	0.6%	2	0.6%	2	0.7%	0	0.0%
	わからない	58	8.7%	39	10.8%	18	6.0%	1	14.3%
	無回答	52	7.8%	30	8.3%	20	6.7%	2	28.6%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

④

④ 地域 社会 の中 で	選択項目	総計		女性		男性		無回答	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	74	11.1%	55	15.3%	19	6.3%	0	0.0%
	どちらかといえば男性が優遇されている	312	46.8%	172	47.8%	138	46.0%	2	28.6%
	平等	160	24.0%	69	19.2%	90	30.0%	1	14.3%
	どちらかといえば女性が優遇されている	24	3.6%	8	2.2%	15	5.0%	1	14.3%
	女性の方が非常に優遇されている	7	1.0%	3	0.8%	4	1.3%	0	0.0%
	わからない	42	6.3%	24	6.7%	18	6.0%	0	0.0%
	無回答	48	7.2%	29	8.1%	16	5.3%	3	42.9%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

⑤

⑤ 法律 や 制度 で	選択項目	総計		女性		男性		無回答	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	53	7.9%	44	12.2%	8	2.7%	1	14.3%
	どちらかといえば男性が優遇されている	141	21.1%	93	25.8%	47	15.7%	1	14.3%
	平等	295	44.2%	124	34.4%	169	56.3%	2	28.6%
	どちらかといえば女性が優遇されている	46	6.9%	18	5.0%	26	8.7%	2	28.6%
	女性の方が非常に優遇されている	12	1.8%	5	1.4%	7	2.3%	0	0.0%
	わからない	75	11.2%	47	13.1%	28	9.3%	0	0.0%
	無回答	45	6.7%	29	8.1%	15	5.0%	1	14.3%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

⑥

⑥ 社会 通念 ・ 慣習 ・ など で	選択項目	総計		女性		男性		無回答	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	男性の方が非常に優遇されている	127	19.0%	93	25.8%	32	10.7%	2	28.6%
	どちらかといえば男性が優遇されている	310	46.5%	147	40.8%	160	53.3%	3	42.9%
	平等	118	17.7%	52	14.4%	66	22.0%	0	0.0%
	どちらかといえば女性が優遇されている	18	2.7%	7	1.9%	11	3.7%	0	0.0%
	女性の方が非常に優遇されている	3	0.4%	2	0.6%	1	0.3%	0	0.0%
	わからない	48	7.2%	32	8.9%	15	5.0%	1	14.3%
	無回答	43	6.4%	27	7.5%	15	5.0%	1	14.3%
	合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問3 政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思うかについて

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
そう思う	女性	195	54.2%	8	57.1%	18	48.6%	23	56.1%	40	65.6%	58	55.8%	25	44.6%	23	48.9%
	男性	155	43.1%	8	61.5%	15	53.6%	23	50.0%	31	55.4%	46	59.7%	19	34.5%	13	52.0%
どちらかと言えば そう思う	女性	112	31.1%	2	14.3%	11	29.7%	11	26.8%	16	26.2%	36	34.6%	25	44.6%	11	23.4%
	男性	110	30.6%	5	38.5%	12	42.9%	16	34.8%	17	30.4%	26	33.8%	24	43.6%	10	40.0%
どちらともいえない	女性	18	5.0%	1	7.1%	4	10.8%	2	4.9%	0	0.0%	6	5.8%	3	5.4%	2	4.3%
	男性	11	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.3%	3	5.4%	2	2.6%	4	7.3%	0	0.0%
どちらかといえば そう思わない	女性	4	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	3	6.4%
	男性	5	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.3%	2	3.6%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
そう思わない	女性	20	5.6%	3	21.4%	4	10.8%	5	12.2%	2	3.3%	2	1.9%	2	3.6%	2	4.3%
	男性	10	2.8%	0	0.0%	1	3.6%	2	4.3%	2	3.6%	2	2.6%	2	3.6%	1	4.0%
無回答	女性	11	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.9%	2	1.9%	0	0.0%	6	12.8%
	男性	9	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	1	1.8%	1	1.3%	5	9.1%	1	4.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	83.3%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

問4 家庭等における固定的な性別役割分担意識について

① 妻や子供を養うのは、男性の責任である

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
そう思う	女性	117	32.5%	4	28.6%	11	29.7%	10	24.4%	23	37.7%	29	27.9%	24	42.9%	16	34.0%
	男性	145	48.3%	6	46.2%	12	42.9%	21	45.7%	22	39.3%	46	59.7%	25	45.5%	13	52.0%
どちらかと言えば そう思う	女性	120	33.3%	7	50.0%	10	27.0%	10	24.4%	21	34.4%	46	44.2%	14	25.0%	12	25.5%
	男性	104	34.7%	4	30.8%	12	42.9%	16	34.8%	24	42.9%	21	27.3%	18	32.7%	9	36.0%
どちらともいえない	女性	74	20.6%	1	7.1%	12	32.4%	11	26.8%	12	19.7%	17	16.3%	10	17.9%	11	23.4%
	男性	35	11.7%	3	23.1%	4	14.3%	6	13.0%	8	14.3%	7	9.1%	5	9.1%	2	8.0%
どちらかといえば そう思わない	女性	16	4.4%	2	14.3%	2	5.4%	3	7.3%	1	1.6%	3	2.9%	2	3.6%	3	6.4%
	男性	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	1	1.8%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
そう思わない	女性	21	5.8%	0	0.0%	2	5.4%	7	17.1%	2	3.3%	5	4.8%	4	7.1%	1	2.1%
	男性	6	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	1	1.8%	2	2.6%	2	3.6%	0	0.0%
無回答	女性	12	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	4	3.8%	2	3.6%	4	8.5%
	男性	7	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	9.1%	1	4.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

② 女性は結婚したら自分のことより、家族を中心に考えるべきである

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
そう思う	女性	93	25.8%	2	14.3%	8	21.6%	6	14.6%	11	18.0%	26	25.0%	15	26.8%	25	53.2%
	男性	64	21.3%	1	7.7%	4	14.3%	7	15.2%	10	17.9%	16	20.8%	16	29.1%	10	40.0%
どちらかと言えば そう思う	女性	147	40.8%	5	35.7%	14	37.8%	20	48.8%	28	45.9%	43	41.3%	21	37.5%	16	34.0%
	男性	92	30.7%	2	15.4%	9	32.1%	14	30.4%	18	32.1%	28	36.4%	17	30.9%	4	16.0%
どちらともいえない	女性	73	20.3%	3	21.4%	8	21.6%	10	24.4%	14	23.0%	23	22.1%	13	23.2%	2	4.3%
	男性	95	31.7%	5	38.5%	13	46.4%	14	30.4%	21	37.5%	20	26.0%	15	27.3%	7	28.0%
どちらかといえば そう思わない	女性	20	5.6%	3	21.4%	4	10.8%	2	4.9%	2	3.3%	5	4.8%	3	5.4%	1	2.1%
	男性	22	7.3%	3	23.1%	1	3.6%	5	10.9%	3	5.4%	7	9.1%	2	3.6%	1	4.0%
そう思わない	女性	15	4.2%	1	7.1%	3	8.1%	3	7.3%	4	6.6%	3	2.9%	1	1.8%	0	0.0%
	男性	16	5.3%	2	15.4%	1	3.6%	5	10.9%	4	7.1%	4	5.2%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	女性	12	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	4	3.8%	3	5.4%	3	6.4%
	男性	11	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	2	2.6%	5	9.1%	3	12.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

③ 女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
そう思う	女性	138	38.3%	5	35.7%	14	37.8%	7	17.1%	20	32.8%	40	38.5%	22	39.3%	30	63.8%
	男性	94	31.3%	7	53.8%	6	21.4%	8	17.4%	14	25.0%	26	33.8%	23	41.8%	10	40.0%
どちらかと言えば そう思う	女性	118	32.8%	4	28.6%	9	24.3%	18	43.9%	21	34.4%	34	32.7%	22	39.3%	10	21.3%
	男性	107	35.7%	1	7.7%	12	42.9%	18	39.1%	21	37.5%	30	39.0%	13	23.6%	12	48.0%
どちらともいえない	女性	67	18.6%	4	28.6%	9	24.3%	10	24.4%	12	19.7%	20	19.2%	10	17.9%	2	4.3%
	男性	58	19.3%	2	15.4%	6	21.4%	7	15.2%	18	32.1%	16	20.8%	9	16.4%	0	0.0%
どちらかといえば そう思わない	女性	15	4.2%	1	7.1%	4	10.8%	3	7.3%	4	6.6%	1	1.0%	1	1.8%	1	2.1%
	男性	18	6.0%	0	0.0%	2	7.1%	9	19.6%	2	3.6%	2	2.6%	3	5.5%	0	0.0%
そう思わない	女性	12	3.3%	0	0.0%	1	2.7%	3	7.3%	2	3.3%	6	5.8%	0	0.0%	0	0.0%
	男性	14	4.7%	3	23.1%	1	3.6%	3	6.5%	1	1.8%	3	3.9%	2	3.6%	1	4.0%
無回答	女性	10	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	3	2.9%	1	1.8%	4	8.5%
	男性	9	3.0%	0	0.0%	1	3.6%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	9.1%	2	8.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

④ 男性の方が女性より、管理職としての素質がある

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
そう思う	女性	60	16.7%	3	21.4%	5	13.5%	3	7.3%	7	0.0%	21	20.2%	9	16.1%	12	25.5%
	男性	34	11.3%	1	7.7%	6	21.4%	4	8.7%	4	7.1%	10	13.0%	4	7.3%	5	20.0%
どちらかと言えば そう思う	女性	76	21.1%	2	14.3%	11	29.7%	8	19.5%	14	0.0%	17	16.3%	14	25.0%	10	21.3%
	男性	54	18.0%	1	7.7%	2	7.1%	6	13.0%	11	19.6%	15	19.5%	15	27.3%	4	16.0%
どちらともいえない	女性	158	43.9%	6	42.9%	15	40.5%	21	51.2%	30	0.0%	46	44.2%	22	39.3%	18	38.3%
	男性	140	46.7%	7	53.8%	16	57.1%	20	43.5%	33	58.9%	33	42.9%	21	38.2%	10	40.0%
どちらかといえば そう思わない	女性	15	4.2%	2	14.3%	4	10.8%	0	0.0%	3	0.0%	6	5.8%	0	0.0%	0	0.0%
	男性	20	6.7%	1	7.7%	1	3.6%	4	8.7%	2	3.6%	7	9.1%	4	7.3%	1	4.0%
そう思わない	女性	35	9.7%	1	7.1%	2	5.4%	8	19.5%	5	0.0%	10	9.6%	7	12.5%	2	4.3%
	男性	42	14.0%	3	23.1%	2	7.1%	11	23.9%	6	10.7%	12	15.6%	6	10.9%	2	8.0%
無回答	女性	16	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	2	0.0%	4	3.8%	4	7.1%	5	10.6%
	男性	10	3.3%	0	0.0%	1	3.6%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	9.1%	3	12.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	0.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

問5 家庭での役割分担について

① 家事

選択項目		合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
夫	女性	5	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	1	1.1%	0	0.0%	3	8.3%
	男性	7	3.1%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	2	4.5%	3	5.0%	1	2.1%	0	0.0%
妻	女性	210	70.0%	4	50.0%	23	79.3%	24	61.5%	32	61.5%	68	77.3%	38	79.2%	21	58.3%
	男性	166	72.8%	2	66.7%	13	68.4%	19	59.4%	36	81.8%	46	76.7%	35	72.9%	15	68.2%
夫と妻が 分担	女性	59	19.7%	3	37.5%	6	20.7%	14	35.9%	14	26.9%	13	14.8%	7	14.6%	2	5.6%
	男性	45	19.7%	1	33.3%	5	26.3%	12	37.5%	6	13.6%	10	16.7%	8	16.7%	3	13.6%
その他	女性	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.6%
	男性	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.5%
該当なし	女性	8	2.7%	1	12.5%	0	0.0%	1	2.6%	3	5.8%	1	1.1%	0	0.0%	2	5.6%
	男性	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.5%
無回答	女性	16	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%	5	5.7%	3	6.3%	6	16.7%
	男性	8	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	1.7%	4	8.3%	2	9.1%
合計	女性	300	100.0%	8	100.0%	29	100.0%	39	100.0%	52	100.0%	88	100.0%	48	100.0%	36	100.0%
	男性	228	100.0%	3	100.0%	19	100.0%	32	100.0%	44	100.0%	60	100.0%	48	100.0%	22	100.0%

② 育児

選択項目	合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
夫	女性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	男性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
妻	女性	144	48.0%	2	25.0%	17	58.6%	15	38.5%	21	40.4%	49	55.7%	29	60.4%	11	30.6%
	男性	105	46.1%	2	66.7%	8	42.1%	7	21.9%	21	47.7%	30	50.0%	25	52.1%	12	54.5%
夫と妻が 分担	女性	78	26.0%	5	62.5%	9	31.0%	18	46.2%	15	28.8%	17	19.3%	5	10.4%	9	25.0%
	男性	68	29.8%	1	33.3%	8	42.1%	20	62.5%	14	31.8%	14	23.3%	9	18.8%	2	9.1%
その他	女性	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.8%
	男性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
該当なし	女性	49	16.3%	1	12.5%	3	10.3%	5	12.8%	13	25.0%	14	15.9%	8	16.7%	5	13.9%
	男性	37	16.2%	0	0.0%	3	15.8%	4	12.5%	9	20.5%	12	20.0%	5	10.4%	4	18.2%
無回答	女性	28	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	3	5.8%	8	9.1%	6	12.5%	10	27.8%
	男性	18	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	4	6.7%	9	18.8%	4	18.2%
合計	女性	300	100.0%	8	100.0%	29	100.0%	39	100.0%	52	100.0%	88	100.0%	48	100.0%	36	100.0%
	男性	228	100.0%	3	100.0%	19	100.0%	32	100.0%	44	100.0%	60	100.0%	48	100.0%	22	100.0%

③ 介護・看護

選択項目	合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
夫	女性	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	1	2.8%
	男性	6	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	3	5.0%	1	2.1%	1	4.5%
妻	女性	103	34.3%	0	0.0%	3	10.3%	5	12.8%	17	32.7%	39	44.3%	26	54.2%	13	36.1%
	男性	47	20.6%	0	0.0%	2	10.5%	1	3.1%	8	18.2%	19	31.7%	13	27.1%	4	18.2%
夫と妻が 分担	女性	70	23.3%	0	0.0%	3	10.3%	14	35.9%	15	28.8%	23	26.1%	7	14.6%	8	22.2%
	男性	66	28.9%	1	12.5%	4	21.1%	4	12.5%	14	31.8%	18	30.0%	17	35.4%	8	36.4%
その他	女性	5	1.7%	0	0.0%	1	3.4%	1	2.6%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.6%
	男性	4	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.3%	1	1.7%	2	4.2%	0	0.0%
該当なし	女性	94	31.3%	8	266.7%	19	65.5%	18	46.2%	16	30.8%	18	20.5%	10	20.8%	5	13.9%
	男性	89	39.0%	2	25.0%	13	68.4%	25	78.1%	19	43.2%	18	30.0%	6	12.5%	6	27.3%
無回答	女性	26	8.7%	0	0.0%	3	10.3%	1	2.6%	3	5.8%	7	8.0%	5	10.4%	7	19.4%
	男性	16	7.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	2	4.5%	1	1.7%	9	18.8%	3	13.6%
合計	女性	300	100.0%	8	266.7%	29	100.0%	39	100.0%	52	100.0%	88	100.0%	48	100.0%	36	100.0%
	男性	228	100.0%	3	37.5%	19	100.0%	32	100.0%	44	100.0%	60	100.0%	48	100.0%	22	100.0%

④ 自治会、町内会、公民館など地域活動への参加

選択項目	合計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
夫	女性	65	21.7%	2	25.0%	13	44.8%	7	17.9%	8	15.4%	21	23.9%	11	22.9%	3	8.3%
	男性	71	31.1%	2	66.7%	7	36.8%	8	25.0%	12	27.3%	24	40.0%	14	29.2%	4	18.2%
妻	女性	58	19.3%	1	12.5%	1	3.4%	10	25.6%	9	17.3%	15	17.0%	13	27.1%	9	25.0%
	男性	36	15.8%	0	0.0%	1	5.3%	7	21.9%	9	20.5%	6	10.0%	9	18.8%	4	18.2%
夫と妻が 分担	女性	130	43.3%	2	25.0%	13	44.8%	20	51.3%	29	55.8%	39	44.3%	18	37.5%	9	25.0%
	男性	96	42.1%	1	33.3%	6	31.6%	14	43.8%	22	50.0%	27	45.0%	17	35.4%	9	40.9%
その他	女性	5	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	1	1.9%	1	1.1%	0	0.0%	2	5.6%
	男性	3	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	1	2.1%	0	0.0%
該当なし	女性	23	7.7%	3	37.5%	2	6.9%	1	2.6%	3	5.8%	6	6.8%	1	2.1%	7	19.4%
	男性	12	5.3%	0	0.0%	5	26.3%	2	6.3%	1	2.3%	0	0.0%	2	4.2%	2	9.1%
無回答	女性	19	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%	6	6.8%	5	10.4%	6	16.7%
	男性	10	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	1.7%	5	10.4%	3	13.6%
合計	女性	300	100.0%	8	100.0%	29	100.0%	39	100.0%	52	100.0%	88	100.0%	48	100.0%	36	100.0%
	男性	228	100.0%	3	100.0%	19	100.0%	32	100.0%	44	100.0%	60	100.0%	48	100.0%	22	100.0%

問6 就業状況について

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
農林漁業(自営業主)	50	7.5%	13	3.6%	37	12.3%	0	0.0%
商工サービス業(自営業主)	16	2.4%	7	1.9%	8	2.7%	1	14.3%
その他の自営業(自営業主)	32	4.8%	18	5.0%	14	4.7%	0	0.0%
農林漁業(家族従事者)	12	1.8%	9	2.5%	3	1.0%	0	0.0%
商工サービス業(家族従事者)	3	0.4%	2	0.6%	1	0.3%	0	0.0%
その他の自営業(家族従事者)	10	1.5%	7	1.9%	3	1.0%	0	0.0%
常勤の勤め(社員、職員等)	145	21.7%	30	8.3%	113	37.7%	2	28.6%
非常勤の勤め(パート、アルバイト、臨時職員、嘱託等)	115	17.2%	85	23.6%	30	10.0%	0	0.0%
主婦・主夫	99	14.8%	97	26.9%	1	0.3%	1	14.3%
学生	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
その他の無職	144	21.6%	73	20.3%	71	23.7%	0	0.0%
無回答	40	6.0%	19	5.3%	18	6.0%	3	42.9%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問7 希望する働き方について

(女性)

選択項目	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
	人数	構成比	人数	構成比												
常勤(フルタイム)	81	22.5%	7	50.0%	12	32.4%	17	41.5%	23	37.7%	14	13.5%	7	12.5%	1	2.1%
常勤(短時間勤務、フレックスタイム勤務)	21	5.8%	1	7.1%	7	18.9%	3	7.3%	4	6.6%	5	4.8%	1	1.8%	0	0.0%
パートタイム、アルバイト、嘱託	78	21.7%	6	42.9%	16	43.2%	15	36.6%	17	27.9%	23	22.1%	1	1.8%	0	0.0%
契約社員、派遣社員	1	0.3%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
在宅勤務	7	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	1	1.6%	5	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
事業経営	9	2.5%	0	0.0%	1	2.7%	2	4.9%	3	4.9%	2	1.9%	1	1.8%	0	0.0%
家業に従事	42	11.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	9.8%	15	14.4%	14	25.0%	7	14.9%
働くつもりはない	19	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	1	1.6%	11	10.6%	3	5.4%	3	6.4%
働くことができない	65	18.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.9%	16	15.4%	19	33.9%	27	57.4%
その他(農業・家庭菜園(自分ができる範囲の仕事)等)	19	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	6	5.8%	8	14.3%	4	8.5%
無回答	18	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	2	3.3%	7	6.7%	2	3.6%	5	10.6%
合計	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%

(男性)

選択項目	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
	人数	構成比	人数	構成比												
常勤(フルタイム)	126	42.0%	12	92.3%	21	75.0%	33	71.7%	37	66.1%	17	22.1%	6	10.9%	0	0.0%
常勤(短時間勤務、フレックスタイム勤務)	12	4.0%	1	7.7%	1	3.6%	3	6.5%	2	3.6%	4	5.2%	1	1.8%	0	0.0%
パートタイム、アルバイト、嘱託	19	6.3%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	1	1.8%	13	16.9%	3	5.5%	1	4.0%
契約社員、派遣社員	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
在宅勤務	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	1	4.0%
事業経営	30	10.0%	0	0.0%	2	7.1%	7	15.2%	8	14.3%	10	13.0%	2	3.6%	1	4.0%
家業に従事	17	5.7%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	8	10.4%	5	9.1%	3	12.0%
働くつもりはない	23	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	9.1%	13	23.6%	3	12.0%
働くことができない	24	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	3	3.9%	8	14.5%	11	44.0%
その他(農業・家庭菜園(自分ができる範囲の仕事)等)	27	9.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	2	3.6%	13	16.9%	7	12.7%	4	16.0%
無回答	18	6.0%	0	0.0%	2	7.1%	1	2.2%	3	5.4%	2	2.6%	9	16.4%	1	4.0%
合計	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

問8 職場での性別による処遇の格差について(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
募集・採用の機会	31	7.0%	8	4.2%	23	9.3%
賃金	38	8.6%	17	8.9%	21	8.5%
女性に補助的な業務や雑用(お茶汲み等)に従事させる傾向がある	49	11.1%	15	7.8%	34	13.7%
昇進、昇格	23	5.2%	11	5.7%	12	4.8%
管理職への登用	30	6.8%	10	5.2%	20	8.1%
結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある	16	3.6%	9	4.7%	7	2.8%
中高年女性には退職を促すような雰囲気がある	5	1.1%	2	1.0%	3	1.2%
社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある	13	3.0%	7	3.6%	6	2.4%
育児休業や介護休業の取りやすさ	15	3.4%	4	2.1%	11	4.4%
同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある	22	5.0%	9	4.7%	13	5.2%
その他	16	3.6%	10	5.2%	6	2.4%
特に性別により処遇が異なっていることはない	144	32.7%	71	37.0%	73	29.4%
無回答	38	8.6%	19	9.9%	19	7.7%
合計	440	100.0%	192	100.0%	248	100.0%

問9 就労規則について

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
文章化された取り決めがある	159	42.1%	61	34.9%	98	48.3%
文章化されていないが、合意している取り決めがある	53	14.0%	31	17.7%	22	10.8%
取り決めはない	50	13.2%	21	12.0%	29	14.3%
取り決めがあるかどうかわからない	28	7.4%	17	9.7%	11	5.4%
無回答	88	23.3%	45	25.7%	43	21.2%
合計	378	100.0%	175	100.0%	203	100.0%

問 10 就労規則の実効性について

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
守られている	145	43.4%	60	40.0%	85	46.2%
どちらかという守られている	76	22.8%	34	22.7%	42	22.8%
どちらかという守られていない	16	4.8%	9	6.0%	7	3.8%
守られていない	6	1.8%	3	2.0%	3	1.6%
無回答	91	27.2%	44	29.3%	47	25.5%
合計	334	100.0%	150	100.0%	184	100.0%

問 11 地域への貢献意欲について

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
非常にそう思っている	95	14.2%	43	11.9%	51	17.0%	1	14.3%
かなりそう思っている	156	23.4%	67	18.6%	86	28.7%	3	42.9%
少しそう思っている	300	45.0%	179	49.7%	120	40.0%	1	14.3%
あまりそうは思わない	54	8.1%	35	9.7%	19	6.3%	0	0.0%
全くそうは思わない	9	1.3%	5	1.4%	4	1.3%	0	0.0%
無回答	53	7.9%	31	8.6%	20	6.7%	2	28.6%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問 12 どのような地域活動に関わっているかについて(複数回答)

選択項目	総数		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自治会、町内会などの 地区を単位とした団体活動	234	22.3%	84	15.4%	147	30.1%	3	25.0%
婦人(女性)会、老人クラブ、 青年団などの団体活動	210	20.1%	140	25.6%	67	13.7%	3	25.0%
子ども会、PTA、スポーツ少年団などの 子どもの活動に関わる団体活動	79	7.5%	45	8.2%	33	6.8%	1	8.3%
消費者運動、環境保護運動などの 住民活動	22	2.1%	12	2.2%	9	1.8%	1	8.3%
民生委員・児童委員、体育指導委員などの 公的な委員活動	21	2.0%	13	2.4%	8	1.6%	0	0.0%
子育て支援や高齢者介護、 障害者福祉などを目的としたグループ活動	28	2.7%	24	4.4%	4	0.8%	0	0.0%
NPO法人などの非営利活動	8	0.8%	5	0.9%	3	0.6%	0	0.0%
特定の団体やグループに属さず、 個人として地域に貢献する活動	56	5.3%	20	3.7%	36	7.4%	0	0.0%
スポーツや趣味、文化振興などに関わる サークル活動	136	13.0%	56	10.2%	78	16.0%	2	16.7%
その他 (消防団)(花植え)(ボランティア活動)など	24	2.3%	13	2.4%	11	2.3%	0	0.0%
特に何もしていない	208	19.9%	121	22.1%	86	17.6%	1	8.3%
無回答	21	2.0%	14	2.6%	6	1.2%	1	8.3%
合計	1047	100.0%	547	100.0%	488	100.0%	12	100.0%

問 13 地域活動のやりがいについて

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
生きがい・やりがいを感じて参加している	女性	37	48.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	17	63.0%	15	75.0%	3	60.0%
	男性	63	43.8%	1	33.3%	4	30.8%	9	34.6%	9	36.0%	15	38.5%	16	59.3%	9	81.8%
生きがい・やりがいを感じる事もあるが、負担に感じる事もある	女性	31	40.3%	1	100.0%	4	80.0%	7	77.8%	6	60.0%	8	29.6%	4	20.0%	1	20.0%
	男性	72	50.0%	2	66.7%	7	53.8%	15	57.7%	14	56.0%	23	59.0%	9	33.3%	2	18.2%
負担に感じつつ参加している	女性	9	11.7%	0	0.0%	1	20.0%	2	22.2%	2	20.0%	2	7.4%	1	5.0%	1	20.0%
	男性	9	6.3%	0	0.0%	2	15.4%	2	7.7%	2	8.0%	1	2.6%	2	7.4%	0	0.0%
無回答	女性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	男性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	女性	77	100.0%	1	100.0%	5	100.0%	9	100.0%	10	100.0%	27	100.0%	20	100.0%	5	100.0%
	男性	144	100.0%	3	100.0%	13	100.0%	26	100.0%	25	100.0%	39	100.0%	27	100.0%	11	100.0%

問 14 地域の雰囲気や慣習について(複数回答)

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
子どもがいない世帯や、中高年の一人住まいの世帯、若い独身者を地域活動の一員として初めから期待していないような雰囲気がある	女性	51	5.1%	4	18.2%	5	4.9%	11	7.5%	14	7.3%	8	2.8%	6	4.1%	3	4.1%
	男性	26	3.4%	2	6.9%	2	3.4%	3	2.7%	9	7.2%	8	3.4%	2	1.2%	0	1.2%
地域の清掃作業などで、世帯の男性ではなく女性が参加すると負担を払う習慣がある	女性	28	2.8%	3	13.6%	6	5.9%	3	2.0%	6	3.1%	6	2.1%	3	2.0%	1	2.0%
	男性	35	4.5%	2	6.9%	2	3.4%	4	3.5%	3	2.4%	13	5.6%	8	5.0%	3	5.0%
女性や若い人は、男性や年長者の意見に従った方がよい(従うものだ)という雰囲気がある	女性	89	8.9%	1	4.5%	10	9.8%	17	11.6%	16	8.4%	26	9.0%	14	9.5%	5	9.5%
	男性	61	7.9%	2	6.9%	9	15.3%	13	11.5%	7	5.6%	17	7.3%	10	6.2%	3	6.2%
団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある	女性	94	9.4%	2	9.1%	10	9.8%	11	7.5%	18	9.4%	28	9.7%	16	10.8%	9	10.8%
	男性	89	11.5%	1	3.4%	7	11.9%	11	9.7%	15	12.0%	26	11.2%	21	13.0%	8	13.0%
会議等で女性が自分の意見を発言することに対して批判的な雰囲気がある	女性	30	3.0%	0	0.0%	3	2.9%	6	4.1%	6	3.1%	9	3.1%	5	3.4%	1	3.4%
	男性	11	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.7%	1	0.8%	4	1.7%	3	1.9%	0	1.9%
女性は様々な役割や仕事の経験を積み機会から遠ざけられている雰囲気がある	女性	23	2.3%	1	4.5%	3	2.9%	2	1.4%	4	2.1%	5	1.7%	4	2.7%	4	2.7%
	男性	13	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.8%	2	1.6%	4	1.7%	5	3.1%	0	3.1%
様々な役割分担の責任者には男性が就き、女性は補佐役に就くことが多い	女性	89	8.9%	1	4.5%	7	6.9%	9	6.1%	14	7.3%	27	9.3%	19	12.8%	12	12.8%
	男性	71	9.2%	1	3.4%	3	5.1%	9	8.0%	7	5.6%	25	10.7%	20	12.4%	6	12.4%
集落・公民館・PTAなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い	女性	70	7.0%	0	0.0%	6	5.9%	19	12.9%	15	7.9%	15	5.2%	8	5.4%	7	5.4%
	男性	47	6.1%	2	6.9%	2	3.4%	6	5.3%	13	10.4%	13	5.6%	10	6.2%	1	6.2%
女性が役職に就きたがらない	女性	67	6.7%	0	0.0%	7	6.9%	7	4.8%	11	5.8%	26	9.0%	10	6.8%	6	6.8%
	男性	82	10.6%	2	6.9%	7	11.9%	14	12.4%	13	10.4%	26	11.2%	14	8.7%	6	8.7%
会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある	女性	197	19.6%	3	13.6%	17	16.7%	26	17.7%	38	19.9%	60	20.8%	31	20.9%	22	20.9%
	男性	140	18.1%	5	17.2%	9	15.3%	21	18.6%	20	16.0%	44	18.9%	29	18.0%	12	18.0%
地域のために慣習を見直すなど、改革を求める人を産む雰囲気がある	女性	64	6.4%	0	0.0%	7	6.9%	12	8.2%	16	8.4%	20	6.9%	6	4.1%	3	4.1%
	男性	36	4.7%	2	6.9%	1	1.7%	4	3.5%	5	4.0%	12	5.2%	10	6.2%	2	6.2%
地元(町内)出身でない人を何年経っても「よその人」として区別する雰囲気がある	女性	40	4.0%	2	9.1%	7	6.9%	8	5.4%	8	4.2%	10	3.5%	4	2.7%	1	2.7%
	男性	33	4.3%	0	0.0%	6	10.2%	9	8.0%	4	3.2%	7	3.0%	7	4.3%	0	4.3%
地域での生活に関わる事柄について、互いに助け合うために、自分ができる事で貢献しようとする意識があまりない	女性	52	5.2%	1	4.5%	2	2.0%	9	6.1%	8	4.2%	19	6.6%	5	3.4%	8	3.4%
	男性	44	5.7%	3	10.3%	1	1.7%	2	1.8%	10	8.0%	19	8.2%	7	4.3%	2	4.3%
特にこのようなことはない	女性	86	8.6%	4	18.2%	12	11.8%	6	4.1%	15	7.9%	22	7.6%	12	8.1%	15	8.1%
	男性	74	9.6%	7	24.1%	10	16.9%	9	8.0%	16	12.8%	14	6.0%	12	7.5%	6	7.5%
無回答	女性	23	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	2	1.0%	8	2.8%	5	3.4%	7	3.4%
	男性	12	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.7%	0	0.0%	1	0.4%	3	1.9%	5	1.9%
合計	女性	1003	100.0%	22	100.0%	102	100.0%	147	100.0%	191	100.0%	289	100.0%	148	100.0%	104	100.0%
	男性	774	100.0%	29	100.0%	59	100.0%	113	100.0%	125	100.0%	233	100.0%	161	100.0%	54	100.0%

問 15 生活の中で優先していることについて

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
「仕事」を優先している	女性	41	11.4%	4	28.6%	1	2.7%	6	14.6%	11	18.0%	13	12.5%	6	46.2%	0	0.0%
	男性	79	26.3%	4	30.8%	5	17.9%	18	39.1%	19	33.9%	18	23.4%	13	23.6%	2	8.0%
「家庭生活」を優先している	女性	74	20.6%	3	21.4%	14	37.8%	7	17.1%	5	8.2%	24	23.1%	10	76.9%	11	23.4%
	男性	27	9.0%	0	0.0%	3	10.7%	2	4.3%	1	1.8%	7	9.1%	10	18.2%	4	16.0%
「地域・個人の生活」を優先している	女性	7	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	3	2.9%	1	7.7%	1	2.1%
	男性	10	3.3%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	7	9.1%	0	0.0%	1	4.0%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	女性	87	24.2%	3	21.4%	12	32.4%	18	43.9%	22	36.1%	20	19.2%	6	46.2%	6	12.8%
	男性	64	21.3%	3	23.1%	8	28.6%	13	28.3%	15	26.8%	14	18.2%	8	14.5%	3	12.0%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	女性	11	3.1%	2	14.3%	1	2.7%	1	2.4%	1	1.6%	1	1.0%	3	23.1%	2	4.3%
	男性	23	7.7%	3	23.1%	5	17.9%	3	6.5%	3	5.4%	7	9.1%	2	3.6%	0	0.0%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	女性	43	11.9%	0	0.0%	3	8.1%	2	4.9%	4	6.6%	11	10.6%	17	130.8%	6	12.8%
	男性	23	7.7%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	1	1.8%	9	11.7%	6	10.9%	6	24.0%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	女性	46	12.8%	1	7.1%	4	10.8%	5	12.2%	10	16.4%	14	13.5%	7	53.8%	5	10.6%
	男性	47	15.7%	0	0.0%	4	14.3%	8	17.4%	15	26.8%	12	15.6%	8	14.5%	0	0.0%
わからない	女性	40	11.1%	1	7.1%	2	5.4%	2	4.9%	6	9.8%	14	13.5%	3	23.1%	12	25.5%
	男性	21	7.0%	1	7.7%	2	7.1%	2	4.3%	1	1.8%	3	3.9%	6	10.9%	6	24.0%
無回答	女性	11	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.8%	3	23.1%	4	8.5%
	男性	6	2.0%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	3	12.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	430.8%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

問 16 生活の中で優先させたいことについて

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
「仕事」を優先したい	女性	15	4.2%	1	7.1%	2	5.4%	2	4.9%	1	1.6%	6	5.8%	3	5.4%	0	0.0%
	男性	35	11.7%	1	7.7%	1	3.6%	5	10.9%	9	16.1%	9	11.7%	9	16.4%	1	4.0%
「家庭生活」を優先したい	女性	63	17.5%	3	21.4%	10	27.0%	9	22.0%	2	3.3%	16	15.4%	12	21.4%	11	23.4%
	男性	25	8.3%	1	7.7%	5	17.9%	4	8.7%	1	1.8%	6	7.8%	6	10.9%	2	8.0%
「地域・個人の生活」を優先したい	女性	8	2.2%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.0%	1	1.8%	3	6.4%
	男性	14	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	8	10.4%	2	3.6%	2	8.0%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	女性	62	17.2%	1	7.1%	8	21.6%	9	22.0%	19	31.1%	17	16.3%	6	10.7%	2	4.3%
	男性	63	21.0%	2	15.4%	6	21.4%	11	23.9%	19	33.9%	12	15.6%	10	18.2%	3	12.0%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	女性	9	2.5%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.8%	3	5.4%	1	2.1%
	男性	21	7.0%	1	7.7%	4	14.3%	1	2.2%	4	7.1%	7	9.1%	3	5.5%	1	4.0%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	女性	37	10.3%	0	0.0%	1	2.7%	2	4.9%	4	6.6%	12	11.5%	12	21.4%	6	12.8%
	男性	32	10.7%	2	15.4%	2	7.1%	1	2.2%	3	5.4%	12	15.6%	11	20.0%	1	4.0%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	女性	130	36.1%	6	42.9%	15	40.5%	19	46.3%	31	50.8%	35	33.7%	15	26.8%	9	19.1%
	男性	85	28.3%	5	38.5%	10	35.7%	21	45.7%	17	30.4%	19	24.7%	8	14.5%	5	20.0%
わからない	女性	30	8.3%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	2	3.3%	13	12.5%	3	5.4%	11	23.4%
	男性	19	6.3%	1	7.7%	0	0.0%	2	4.3%	1	1.8%	3	3.9%	5	9.1%	7	28.0%
無回答	女性	6	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.8%	4	8.5%
	男性	6	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	1	1.3%	1	1.8%	3	12.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

**問 17. 家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに、積極的に関わる事に必要なことについて
(複数回答)**

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	女性	70	7.9%	1	2.6%	8	7.9%	7	7.2%	13	8.4%	25	9.6%	9	6.4%	7	7.1%
	男性	85	11.5%	4	11.1%	4	5.3%	15	12.6%	14	10.1%	23	12.3%	19	14.7%	6	11.5%
仕事に生活を合わせるという、仕事中心の社会全体の仕組みを改めること	女性	24	2.7%	0	0.0%	6	5.9%	6	6.2%	2	1.3%	5	1.9%	1	0.7%	4	4.0%
	男性	30	4.1%	1	2.8%	3	3.9%	6	5.0%	8	5.8%	8	4.3%	4	3.1%	0	0.0%
男性が家事に参画するライフスタイルについて抵抗感をなくすこと	女性	104	11.7%	3	7.7%	8	7.9%	7	7.2%	20	13.0%	43	16.5%	15	10.7%	8	8.1%
	男性	72	9.8%	6	16.7%	7	9.2%	13	10.9%	15	10.8%	13	7.0%	13	10.1%	5	9.6%
男性も女性も生活面・経済面で自立できるようにすること	女性	132	14.8%	6	15.4%	9	8.9%	17	17.5%	24	15.6%	32	12.3%	28	20.0%	16	16.2%
	男性	108	14.6%	1	2.8%	10	13.2%	15	12.6%	21	15.1%	32	17.1%	18	14.0%	11	21.2%
家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をできるように十分に話し合うこと	女性	143	16.1%	5	12.8%	16	15.8%	14	14.4%	22	14.3%	36	13.8%	29	20.7%	21	21.2%
	男性	125	16.9%	9	25.0%	17	22.4%	16	13.4%	25	18.0%	28	15.0%	21	16.3%	9	17.3%
家事などについて、性別によらず身に付けることができるような育て方をすること	女性	149	16.7%	6	15.4%	17	16.8%	15	15.5%	28	18.2%	44	16.9%	23	16.4%	16	16.2%
	男性	92	12.5%	6	16.7%	7	9.2%	19	16.0%	14	10.1%	24	12.8%	15	11.6%	7	13.5%
学校・職場・会社などさまざまな場で男女平等や相互理解についての学習機会を増やすこと	女性	49	5.5%	2	5.1%	4	4.0%	8	8.2%	8	5.2%	17	6.5%	7	5.0%	3	3.0%
	男性	64	8.7%	3	8.3%	8	10.5%	10	8.4%	14	10.1%	18	9.6%	10	7.8%	1	1.9%
労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること	女性	33	3.7%	4	10.3%	4	4.0%	6	6.2%	6	3.9%	9	3.5%	2	1.4%	2	2.0%
	男性	28	3.8%	1	2.8%	4	5.3%	10	8.4%	4	2.9%	6	3.2%	2	1.6%	1	1.9%
自宅でも仕事ができるように在宅勤務などを普及させること	女性	39	4.4%	3	7.7%	8	7.9%	4	4.1%	7	4.5%	11	4.2%	3	2.1%	3	3.0%
	男性	21	2.8%	2	5.6%	1	1.3%	2	1.7%	6	4.3%	6	3.2%	3	2.3%	1	1.9%
育児や介護支援の充実など育児や介護を社会で支える制度を充実させること	女性	127	14.3%	8	20.5%	20	19.8%	12	12.4%	21	13.6%	34	13.1%	20	14.3%	12	12.1%
	男性	94	12.7%	3	8.3%	14	18.4%	11	9.2%	17	12.2%	28	15.0%	16	12.4%	5	9.6%
その他	女性	8	0.9%	1	2.6%	1	1.0%	1	1.0%	1	0.8%	2	0.8%	0	0.0%	2	2.0%
	男性	7	0.9%	0	0.0%	1	1.3%	1	0.8%	1	0.7%	1	0.5%	2	1.6%	1	1.9%
無回答	女性	12	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.3%	2	0.8%	3	2.1%	5	5.1%
	男性	12	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	6	4.7%	5	9.6%
合計	女性	890	100.0%	39	100.0%	101	100.0%	97	100.0%	154	100.0%	260	100.0%	140	100.0%	99	100.0%
	男性	738	100.0%	36	100.0%	76	100.0%	119	100.0%	139	100.0%	187	100.0%	129	100.0%	52	100.0%

問 18 生活する中での不安や悩みについて(複数回答)

選択項目	総数		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
雇用・転職・再就職など仕事について	82	6.2%	48	6.3%	34	6.1%	0	0.0%
病気・障害など体の健康について	221	16.7%	126	16.6%	95	17.0%	0	0.0%
生活費・借金などお金について	114	8.6%	66	8.7%	46	8.2%	2	20.0%
ストレス、うつなど心の健康について	110	8.3%	69	9.1%	41	7.3%	0	0.0%
恋愛について	15	1.1%	5	0.7%	10	1.8%	0	0.0%
職場や地域での人間関係について	111	8.4%	61	8.1%	50	8.9%	0	0.0%
夫妻・親子など家族の間での人間関係について	57	4.3%	38	5.0%	18	3.2%	1	10.0%
育児・子育てについて	47	3.5%	32	4.2%	15	2.7%	0	0.0%
介護・看護について	123	9.3%	73	9.6%	48	8.6%	2	20.0%
妊娠・出産に関することについて	30	2.3%	22	2.9%	7	1.3%	1	10.0%
自分や家族の将来について	250	18.8%	138	18.2%	112	20.0%	0	0.0%
特になかった	155	11.7%	74	9.8%	79	14.1%	2	20.0%
無回答	12	0.9%	5	0.7%	5	0.9%	2	20.0%
合計	1327	100.0%	757	100.0%	560	100.0%	10	100.0%

問 19 夫婦間での暴力の認識について

① 平手で打つ

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	202	56.1%	6	42.9%	20	54.1%	24	58.5%	36	59.0%	62	59.6%	33	58.9%	21	44.7%
	男性	192	64.0%	10	76.9%	14	50.0%	27	58.7%	38	67.9%	54	70.1%	36	65.5%	13	52.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	99	27.5%	8	57.1%	14	37.8%	13	31.7%	19	31.1%	34	32.7%	6	10.7%	5	10.6%
	男性	78	26.0%	3	23.1%	14	50.0%	17	37.0%	15	26.8%	18	23.4%	8	14.5%	3	12.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	9	2.5%	0	0.0%	2	5.4%	1	2.4%	1	1.6%	1	1.0%	2	3.6%	2	4.3%
	男性	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	女性	50	13.9%	0	0.0%	1	2.7%	3	7.3%	5	8.2%	7	6.7%	15	26.8%	19	40.4%
	男性	28	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	3	5.4%	4	5.2%	11	20.0%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

② 足でける

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	249	69.2%	9	64.3%	29	78.4%	34	82.9%	43	70.5%	79	76.0%	34	60.7%	21	44.7%
	男性	239	79.7%	13	100.0%	24	85.7%	39	84.8%	45	80.4%	67	87.0%	39	70.9%	12	48.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	57	15.8%	5	35.7%	8	21.6%	5	12.2%	12	19.7%	17	16.3%	5	8.9%	5	10.6%
	男性	29	9.7%	0	0.0%	4	14.3%	6	13.0%	7	12.5%	5	6.5%	3	5.5%	4	16.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.0%	0	0.0%	1	2.1%
	男性	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
無回答	女性	51	14.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	5	8.2%	7	6.7%	17	30.4%	20	42.6%
	男性	31	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	5	6.5%	12	21.8%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

③ 体を傷つける可能性のあるものでなぐる

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	298	82.8%	14	100.0%	37	100.0%	38	92.7%	55	90.2%	92	88.5%	40	71.4%	22	46.8%
	男性	253	84.3%	13	100.0%	27	96.4%	43	93.5%	51	91.1%	66	85.7%	38	69.1%	15	60.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	10	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	1	1.6%	2	1.9%	1	1.8%	5	10.6%
	男性	12	4.0%	0	0.0%	1	3.6%	2	4.3%	1	1.8%	4	5.2%	3	5.5%	1	4.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	4	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	3	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
	男性	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.5%	0	0.0%
無回答	女性	48	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	7	6.7%	15	26.8%	20	42.6%
	男性	32	10.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	7	9.1%	11	20.0%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

④ なぐるふりをして、おどす

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	172	47.8%	10	71.4%	27	73.0%	30	73.2%	32	52.5%	41	39.4%	21	37.5%	11	23.4%
	男性	133	44.3%	6	46.2%	13	35.1%	26	56.5%	31	55.4%	35	45.5%	18	32.7%	4	16.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	106	29.4%	3	21.4%	9	24.3%	9	22.0%	21	34.4%	41	39.4%	14	25.0%	9	19.1%
	男性	107	35.7%	6	46.2%	13	35.1%	16	34.8%	17	30.4%	23	29.9%	22	40.0%	10	40.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	31	8.6%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.6%	15	14.4%	5	8.9%	6	12.8%
	男性	28	9.3%	1	7.7%	1	2.7%	3	6.5%	4	7.1%	14	18.2%	3	5.5%	2	8.0%
無回答	女性	51	14.2%	0	0.0%	1	2.7%	2	4.9%	4	6.6%	7	6.7%	16	28.6%	21	44.7%
	男性	32	10.7%	0	0.0%	1	2.7%	1	2.2%	4	7.1%	5	6.5%	12	21.8%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	75.7%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑤ 刃物などを突きつけて、おどす

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	295	81.9%	14	100.0%	36	97.3%	38	92.7%	53	86.9%	91	87.5%	40	71.4%	23	48.9%
	男性	253	84.3%	13	100.0%	26	92.9%	45	97.8%	51	91.1%	68	88.3%	37	67.3%	13	52.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	13	3.6%	0	0.0%	1	2.7%	1	2.4%	3	4.9%	4	3.8%	2	3.6%	2	4.3%
	男性	14	4.7%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	1	1.8%	4	5.2%	5	9.1%	3	12.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	6	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	3	2.9%	0	0.0%	2	4.3%
	男性	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
無回答	女性	46	12.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	6	5.8%	14	25.0%	20	42.6%
	男性	32	10.7%	0	0.0%	1	3.6%	1	2.2%	4	7.1%	5	6.5%	12	21.8%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑥ 嫌がっているのに性的な行為を強要する

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	234	65.0%	12	85.7%	29	78.4%	34	82.9%	43	70.5%	65	62.5%	31	55.4%	20	42.6%
	男性	205	68.3%	13	100.0%	19	67.9%	41	89.1%	40	71.4%	56	72.7%	29	52.7%	7	28.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	64	17.8%	2	14.3%	8	21.6%	4	9.8%	12	19.7%	24	23.1%	10	17.9%	4	8.5%
	男性	54	18.0%	0	0.0%	9	32.1%	4	8.7%	12	21.4%	12	15.6%	10	18.2%	7	28.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	12	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	7	6.7%	0	0.0%	3	6.4%
	男性	8	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.9%	4	7.3%	1	4.0%
無回答	女性	50	13.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.3%	4	6.6%	8	7.7%	15	26.8%	20	42.6%
	男性	33	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	6	7.8%	12	21.8%	10	40.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑦ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	203	56.4%	11	78.6%	26	70.3%	30	73.2%	39	63.9%	56	53.8%	26	46.4%	15	31.9%
	男性	159	53.0%	8	61.5%	17	60.7%	31	67.4%	36	64.3%	45	58.4%	17	30.9%	5	20.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	74	20.6%	3	21.4%	8	21.6%	8	19.5%	15	24.6%	26	25.0%	7	12.5%	7	14.9%
	男性	77	25.7%	4	30.8%	11	39.3%	10	21.7%	16	28.6%	11	14.3%	17	30.9%	8	32.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	31	8.6%	0	0.0%	3	8.1%	1	2.4%	3	4.9%	13	12.5%	6	10.7%	5	10.6%
	男性	31	10.3%	1	7.7%	0	0.0%	4	8.7%	0	0.0%	16	20.8%	7	12.7%	3	12.0%
無回答	女性	52	14.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	9	8.7%	17	30.4%	20	42.6%
	男性	33	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	5	6.5%	14	25.5%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑧ 何を言っても長期間無視し続ける

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	141	39.2%	4	28.6%	18	48.6%	25	61.0%	29	47.5%	35	33.7%	19	33.9%	11	23.4%
	男性	113	37.7%	4	30.8%	14	50.0%	21	45.7%	31	55.4%	27	35.1%	14	25.5%	2	8.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	127	35.3%	7	50.0%	16	43.2%	13	31.7%	23	37.7%	45	43.3%	14	25.0%	9	19.1%
	男性	113	37.7%	8	61.5%	14	50.0%	19	41.3%	19	33.9%	28	36.4%	16	29.1%	9	36.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	45	12.5%	3	21.4%	3	8.1%	1	2.4%	5	8.2%	17	16.3%	9	16.1%	7	14.9%
	男性	41	13.7%	1	7.7%	0	0.0%	5	10.9%	1	1.8%	16	20.8%	13	23.6%	5	20.0%
無回答	女性	47	13.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	7	6.7%	14	25.0%	20	42.6%
	男性	33	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	5	8.9%	6	7.8%	12	21.8%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑨ 交友関係や電話を細かく監視する

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	140	38.9%	4	28.6%	15	40.5%	23	56.1%	28	45.9%	39	37.5%	19	33.9%	12	25.5%
	男性	123	41.0%	5	38.5%	13	46.4%	24	52.2%	30	53.6%	29	37.7%	17	30.9%	5	20.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	129	35.8%	9	64.3%	20	54.1%	14	34.1%	22	36.1%	42	40.4%	13	23.2%	9	19.1%
	男性	95	31.7%	4	30.8%	14	50.0%	17	37.0%	19	33.9%	24	31.2%	12	21.8%	5	20.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	43	11.9%	1	7.1%	2	5.4%	2	4.9%	7	11.5%	17	16.3%	8	14.3%	6	12.8%
	男性	47	15.7%	4	30.8%	1	3.6%	4	8.7%	3	5.4%	17	22.1%	12	21.8%	6	24.0%
無回答	女性	48	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	6	5.8%	16	28.6%	20	42.6%
	男性	35	11.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	7	9.1%	14	25.5%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑩ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」など立場を責め立てることを言う

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	204	56.7%	11	78.6%	25	67.6%	33	80.5%	37	60.7%	53	51.0%	28	50.0%	17	36.2%
	男性	156	52.0%	6	46.2%	16	57.1%	29	63.0%	33	58.9%	44	57.1%	22	40.0%	6	24.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	88	24.4%	3	21.4%	10	27.0%	6	14.6%	14	23.0%	37	35.6%	10	17.9%	8	17.0%
	男性	84	28.0%	5	38.5%	12	42.9%	13	28.3%	15	26.8%	18	23.4%	15	27.3%	6	24.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	23	6.4%	0	0.0%	2	5.4%	0	0.0%	6	9.8%	7	6.7%	4	7.1%	4	8.5%
	男性	28	9.3%	2	15.4%	0	0.0%	3	6.5%	4	7.1%	11	14.3%	5	9.1%	3	12.0%
無回答	女性	45	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	7	6.7%	14	25.0%	18	38.3%
	男性	32	10.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	4	5.2%	13	23.6%	10	40.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑪ 大声でどなる

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	148	41.1%	8	57.1%	16	43.2%	27	65.9%	28	45.9%	36	34.6%	20	35.7%	13	27.7%
	男性	104	34.7%	6	46.2%	9	32.1%	19	41.3%	26	46.4%	25	32.5%	17	30.9%	2	8.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	133	36.9%	6	42.9%	18	48.6%	12	29.3%	24	39.3%	50	48.1%	13	23.2%	10	21.3%
	男性	135	45.0%	7	53.8%	18	64.3%	23	50.0%	24	42.9%	33	42.9%	16	29.1%	14	56.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	35	9.7%	0	0.0%	3	8.1%	0	0.0%	5	8.2%	12	11.5%	10	17.9%	5	10.6%
	男性	28	9.3%	0	0.0%	1	3.6%	2	4.3%	2	3.6%	15	19.5%	8	14.5%	0	0.0%
無回答	女性	44	12.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	6	5.8%	13	23.2%	19	40.4%
	男性	33	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.3%	4	7.1%	4	5.2%	14	25.5%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑫ 常に命令口調で話す

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	153	42.5%	8	57.1%	16	43.2%	28	68.3%	34	55.7%	37	35.6%	18	32.1%	12	25.5%
	男性	115	38.3%	6	46.2%	11	39.3%	24	52.2%	26	46.4%	26	33.8%	17	30.9%	5	20.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	119	33.1%	6	42.9%	18	48.6%	10	24.4%	16	26.2%	44	42.3%	15	26.8%	10	21.3%
	男性	115	38.3%	6	46.2%	15	53.6%	18	39.1%	23	41.1%	32	41.6%	13	23.6%	8	32.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	41	11.4%	0	0.0%	3	8.1%	1	2.4%	7	11.5%	17	16.3%	8	14.3%	5	10.6%
	男性	37	12.3%	1	7.7%	2	7.1%	3	6.5%	3	5.4%	13	16.9%	12	21.8%	3	12.0%
無回答	女性	47	13.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	4	6.6%	6	5.8%	15	26.8%	20	42.6%
	男性	33	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	6	7.8%	13	23.6%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

⑬ 家に生活費を入れない

選択項目	性別	総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
		人数	構成比	人数	構成比												
どんな場合も暴力に当たると思う	女性	220	61.1%	12	85.7%	27	73.0%	34	82.9%	42	68.9%	63	60.6%	29	51.8%	13	27.7%
	男性	174	58.0%	6	46.2%	19	67.9%	34	73.9%	40	71.4%	47	61.0%	23	41.8%	5	20.0%
暴力に当たる場合と、そうでない場合がある	女性	59	16.4%	2	14.3%	7	18.9%	4	9.8%	10	16.4%	18	17.3%	10	17.9%	8	17.0%
	男性	58	19.3%	3	23.1%	7	25.0%	8	17.4%	8	14.3%	14	18.2%	10	18.2%	8	32.0%
暴力に当たるとは思わない	女性	33	9.2%	0	0.0%	3	8.1%	1	2.4%	4	6.6%	15	14.4%	3	5.4%	7	14.9%
	男性	36	12.0%	4	30.8%	2	7.1%	3	6.5%	4	7.1%	12	15.6%	8	14.5%	3	12.0%
無回答	女性	48	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	5	8.2%	8	7.7%	14	25.0%	19	40.4%
	男性	32	10.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	4	7.1%	4	5.2%	14	25.5%	9	36.0%
合計	女性	360	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	61	100.0%	104	100.0%	56	100.0%	47	100.0%
	男性	300	100.0%	13	100.0%	28	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	77	100.0%	55	100.0%	25	100.0%

問 20 これまでの被害経験の有無について

① なぐったり、けったり、物を投げつけたり、

突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	32	4.8%	27	7.5%	5	1.7%	0	0.0%
何度もあった	93	13.9%	60	16.7%	33	11.0%	0	0.0%
全くない	451	67.6%	229	63.6%	220	73.3%	2	28.6%
無回答	91	13.6%	44	12.2%	42	14.0%	5	71.4%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

② 人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

選択項目	総計		女性		男性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	26	3.9%	18	5.0%	8	2.7%	0	0.0%
何度もあった	66	9.9%	45	12.5%	21	7.0%	0	0.0%
全くない	481	72.1%	252	70.0%	227	75.7%	2	28.6%
無回答	94	14.1%	45	12.5%	44	14.7%	5	71.4%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

③ 嫌がっているのに性的な行為を強要された

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	23	3.4%	19	5.3%	4	1.3%	0	0.0%
何度もあった	42	6.3%	34	9.4%	8	2.7%	0	0.0%
全くない	502	75.3%	256	71.1%	244	81.3%	2	28.6%
無回答	100	15.0%	51	14.2%	44	14.7%	5	71.4%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問 21 配偶者等からの暴力を受けたときの相談先について(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
配偶者暴力相談支援センター (県男女共同参画センター、県女性相談センターなど)	1	0.4%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
警察	6	2.2%	4	2.3%	2	2.2%	0	0.0%
法務局・地方法務局、人権擁護委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
長島長の健康教室や母子相談	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
他の市町村の相談窓口(女性相談など)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1～5以外の公的な機関	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、 カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)	1	0.4%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
医療関係者(医師、看護師、助産師など)	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
学校関係者 (教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
家族や親戚	43	15.9%	38	21.8%	5	5.4%	0	0.0%
友人、知人	36	13.3%	29	16.7%	7	7.6%	0	0.0%
その他(職場の上司)など	7	2.6%	5	2.9%	2	2.2%	0	0.0%
どこにも、だれにも相談しなかった(できなかった)	78	28.8%	46	26.4%	32	34.8%	0	0.0%
無回答	95	35.1%	48	27.6%	42	45.7%	5	100.0%
合計	271	100.0%	174	100.0%	92	100.0%	5	100.0%

問 22 配偶者等からの暴力を受けたときに相談しなかった理由について(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから	6	2.4%	4	2.8%	2	1.9%	0	0.0%
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	14	5.6%	9	6.4%	5	4.8%	0	0.0%
相談しても無駄だと思ったから	20	8.0%	14	9.9%	6	5.7%	0	0.0%
相談したことが分かって、仕返しを受けたり、 もっとひどい暴力を受けると思ったから	5	2.0%	3	2.1%	2	1.9%	0	0.0%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
相談相手の言動によって 不快な思いをさせられると思ったから	2	0.8%	2	1.4%	0	0.0%	0	0.0%
自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると 思ったから	25	10.0%	18	12.8%	7	6.7%	0	0.0%
世間体が悪いから	7	2.8%	6	4.3%	1	1.0%	0	0.0%
他人を巻き込みたくなかったから	5	2.0%	3	2.1%	2	1.9%	0	0.0%
他人に知られると、これまでどおりのつきあい(仕事や学校、 地域などの人間関係)ができなくなると思ったから	7	2.8%	3	2.1%	4	3.8%	0	0.0%
そのことについて思い出しなくなかったから	4	1.6%	4	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
自分にも悪いところがあると思ったから	18	7.2%	8	5.7%	10	9.5%	0	0.0%
相手の行為は愛情の行為だと思ったから	4	1.6%	2	1.4%	2	1.9%	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	36	14.3%	14	9.9%	22	21.0%	0	0.0%
その他	6	2.4%	3	2.1%	3	2.9%	0	0.0%
無回答	92	36.7%	48	34.0%	39	37.1%	5	100.0%
合計	251	100.0%	141	100.0%	105	100.0%	5	100.0%

問 23 男女共同参画に関する用語の周知度について

① 男女共同参画

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
良く知っている	123	18.4%	48	13.3%	74	24.7%	1	14.3%
聞いたことがある	300	45.0%	161	44.7%	139	46.3%	0	0.0%
知らない	190	28.5%	120	33.3%	69	23.0%	1	14.3%
無回答	54	8.1%	31	8.6%	18	6.0%	5	71.4%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

② 男女共同参画社会基本法

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
良く知っている	43	6.4%	14	3.9%	29	9.7%	0	0.0%
聞いたことがある	241	36.1%	119	33.1%	121	40.3%	1	14.3%
知らない	321	48.1%	191	53.1%	128	42.7%	2	28.6%
無回答	62	9.3%	36	10.0%	22	7.3%	4	57.1%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

③ 女性差別撤廃条約

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
良く知っている	33	4.9%	15	4.2%	17	5.7%	1	14.3%
聞いたことがある	220	33.0%	120	33.3%	99	33.0%	1	14.3%
知らない	349	52.3%	187	51.9%	161	53.7%	1	14.3%
無回答	65	9.7%	38	10.6%	23	7.7%	4	57.1%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

④ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

選択項目	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
良く知っている	37	5.5%	20	5.6%	17	5.7%	0	0.0%
聞いたことがある	256	38.4%	130	36.1%	124	41.3%	2	28.6%
知らない	310	46.5%	172	47.8%	137	45.7%	1	14.3%
無回答	64	9.6%	38	10.6%	22	7.3%	4	57.1%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問 24 「男女共同参画社会」を実現するために、喜界町に望むこと(複数回答)

選択項目		総計		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代	
		人数	構成比														
1 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発	女性	77	9.2%	1	3.1%	7	7.1%	9	9.8%	12	8.3%	24	10.2%	14	10.7%	10	9.9%
	男性	93	13.6%	5	14.3%	7	10.4%	11	10.0%	15	11.5%	26	14.6%	17	15.0%	12	24.5%
2 学校などにおける男女平等教育の推進	女性	63	7.6%	3	9.4%	9	9.2%	10	10.9%	11	7.6%	12	5.1%	11	8.4%	7	6.9%
	男性	71	10.4%	8	22.9%	6	9.0%	13	11.8%	11	8.5%	20	11.2%	12	10.6%	1	2.0%
3 社会教育・生涯学習の場での学習の充実	女性	65	7.8%	2	6.3%	4	4.1%	10	10.9%	8	5.6%	21	8.9%	14	10.7%	6	5.9%
	男性	68	10.0%	5	14.3%	5	7.5%	6	5.5%	6	4.6%	24	13.5%	15	13.3%	7	14.3%
4 職場における男女均等な取扱いについての周知徹底	女性	70	8.4%	2	6.3%	10	10.2%	11	12.0%	14	9.7%	22	9.3%	7	5.3%	4	4.0%
	男性	69	10.1%	4	11.4%	3	4.5%	17	15.5%	22	16.9%	15	8.4%	7	6.2%	1	2.0%
5 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実	女性	102	12.2%	9	28.1%	22	22.4%	15	16.3%	11	7.6%	25	10.6%	15	11.5%	5	5.0%
	男性	67	9.8%	3	8.6%	17	25.4%	15	13.6%	16	12.3%	13	7.3%	2	1.8%	1	2.0%
6 介護サービスの充実	女性	143	17.1%	5	15.6%	13	13.3%	12	13.0%	21	14.6%	38	16.1%	28	21.4%	26	25.7%
	男性	72	10.6%	2	5.7%	7	10.4%	6	5.5%	15	11.5%	21	11.8%	16	14.2%	5	10.2%
7 検診体制や相談など健康に関する事業の充実	女性	46	5.5%	1	3.1%	4	4.1%	3	3.3%	2	1.4%	16	6.8%	11	8.4%	9	8.9%
	男性	33	4.8%	1	2.9%	4	6.0%	2	1.8%	3	2.3%	8	4.5%	9	8.0%	6	12.2%
8 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	女性	65	7.8%	1	3.1%	5	5.1%	5	5.4%	15	10.4%	24	10.2%	9	6.9%	6	5.9%
	男性	64	9.4%	2	5.7%	6	9.0%	8	7.3%	14	10.8%	22	12.4%	9	8.0%	3	6.1%
9 審議会等の委員の女性の登用	女性	47	5.6%	1	3.1%	3	3.1%	4	4.3%	12	8.3%	14	5.9%	8	6.1%	5	5.0%
	男性	33	4.8%	1	2.9%	1	1.5%	8	7.3%	5	3.8%	10	5.6%	5	4.4%	3	6.1%
10 女性の就労支援の充実	女性	89	10.7%	5	15.6%	16	16.3%	12	13.0%	22	15.3%	22	9.3%	7	5.3%	5	5.0%
	男性	46	6.7%	2	5.7%	8	11.9%	14	12.7%	12	9.2%	8	4.5%	2	1.8%	0	0.0%
11 男女共同参画条例の整備	女性	37	4.4%	2	6.3%	4	4.1%	1	1.1%	12	8.3%	9	3.8%	3	2.3%	6	5.9%
	男性	39	5.7%	2	5.7%	2	3.0%	7	6.4%	8	6.2%	10	5.6%	9	8.0%	1	2.0%
12 その他	女性	8	1.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.3%	0	0.0%	4	4.0%
	男性	8	1.2%	0	0.0%	1	1.5%	1	0.9%	3	2.3%	0	0.0%	1	0.9%	2	4.1%
無回答	女性	22	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.8%	6	2.5%	4	3.1%	8	7.9%
	男性	19	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.8%	0	0.0%	1	0.6%	9	8.0%	7	14.3%
合計	女性	834	100.0%	32	100.0%	98	100.0%	92	100.0%	144	100.0%	236	100.0%	131	100.0%	101	100.0%
	男性	682	100.0%	35	100.0%	67	100.0%	110	100.0%	130	100.0%	178	100.0%	113	100.0%	49	100.0%

問25 回答者の性別

項目	人数	構成比
女性	360	54.0%
男性	300	45.0%
無回答	7	1.0%
合計	667	100.0%

問26 回答者の年齢

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
20代	27	4.0%	14	3.9%	13	4.3%	0	0.0%
30代	65	9.7%	37	10.3%	28	9.3%	0	0.0%
40代	87	13.0%	41	11.4%	46	15.3%	0	0.0%
50代	117	17.5%	61	16.9%	56	18.7%	0	0.0%
60代	181	27.1%	104	28.9%	77	25.7%	0	0.0%
70代	111	16.6%	56	15.6%	55	18.3%	0	0.0%
80以上	73	10.9%	47	13.1%	25	8.3%	1	14.3%
無回答	6	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	6	85.7%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	14.3%

問27 回答者の生活形態

性別

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
単身世帯	126	18.9%	70	19.4%	56	18.7%	0	0.0%
一世代世帯	273	40.9%	143	39.7%	130	43.3%	0	0.0%
二世帯世帯	207	31.0%	111	30.8%	96	32.0%	0	0.0%
三世帯世帯	24	3.6%	18	5.0%	6	2.0%	0	0.0%
その他	27	4.0%	15	4.2%	12	4.0%	0	0.0%
無回答	10	1.5%	3	0.8%	0	0.0%	7	100.0%
合計	667	100.0%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

年代別

人数	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	無回答
単身世帯	126	9	4	16	20	32	21	24	0
一世代世帯	273	3	15	13	47	93	72	30	0
二世帯世帯	207	9	39	51	40	44	14	10	0
三世帯世帯	24	3	3	6	6	4	1	1	0
その他	27	3	4	1	4	8	3	4	0
無回答	10	0	0	0	0	0	0	4	6
合計	667	27	65	87	117	181	111	73	6
構成比	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	無回答
単身世帯	18.9%	33.3%	6.2%	18.4%	17.1%	17.7%	18.9%	32.9%	0.0%
一世代世帯	40.9%	11.1%	23.1%	14.9%	40.2%	51.4%	64.9%	41.1%	0.0%
二世帯世帯	31.0%	33.3%	60.0%	58.6%	34.2%	24.3%	12.6%	13.7%	0.0%
三世帯世帯	3.6%	11.1%	4.6%	6.9%	5.1%	2.2%	0.9%	1.4%	0.0%
その他	4.0%	11.1%	6.2%	1.1%	3.4%	4.4%	2.7%	5.5%	0.0%
無回答	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	100.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問28 婚姻の状況

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
既婚	477	71.5%	258	71.7%	219	73.0%	0	0.0%
既婚後離別	46	6.9%	22	6.1%	24	8.0%	0	0.0%
既婚後死別	62	9.3%	53	14.7%	8	2.7%	1	14.3%
未婚	71	10.6%	26	7.2%	45	15.0%	0	0.0%
無回答	11	1.6%	1	0.3%	4	1.3%	6	85.7%
合計	667	100%	360	100.0%	300	100.0%	7	100.0%

問29 夫婦の就業状況

性別

	総計		女性		男性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どちらも	223	43.9%	127	46.4%	96	42.3%	0	0.0%
自分のみ	74	14.6%	19	6.9%	55	24.2%	0	0.0%
配偶者のみ	67	13.2%	54	19.7%	13	5.7%	0	0.0%
未就業	126	24.8%	66	24.1%	59	26.0%	1	0.4%
無回答	18	3.5%	8	2.9%	4	1.8%	6	2.6%
合計	508	100.0%	274	100.0%	227	100.0%	7	3.1%

年代別

人数	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	無回答
どちらも	223	2	22	53	67	54	19	6	0
自分のみ	74	3	11	9	18	24	7	2	0
配偶者のみ	67	4	15	6	8	23	7	4	0
未就業	126	0	1	0	4	38	49	34	0
無回答	18	0	1	0	1	2	4	4	6
合計	508	9	50	68	98	141	86	50	6
構成比	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	無回答
どちらも	43.9%	22.2%	44.0%	77.9%	68.4%	38.3%	22.1%	12.0%	0.0%
自分のみ	14.6%	33.3%	22.0%	13.2%	18.4%	17.0%	8.1%	4.0%	0.0%
配偶者のみ	13.2%	44.4%	30.0%	8.8%	8.2%	16.3%	8.1%	8.0%	0.0%
未就業	24.8%	0.0%	2.0%	0.0%	4.1%	27.0%	57.0%	68.0%	0.0%
無回答	3.5%	0.0%	2.0%	0.0%	1.0%	1.4%	4.7%	8.0%	100.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

男女共同参画社会についての住民意識調査

～あなたのご意見をお聞かせください～

平素は、町政の推進に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

喜界町では、性別に関わりなく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、「喜界町男女共同参画基本計画(仮称)」の策定を予定しております。このたび、町民の皆様のご意見をお伺いし、男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組の基礎資料とするために、男女共同参画社会についての住民意識調査を実施することとなりました。

ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解頂き、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成 26 年 1 月 喜界町長 川島 健勇

◆この調査は、20 歳以上の町民 2000 名を無作為に選ばせて頂き、ご協力をお願いしております。回答は無記名で、結果はすべて統計数字として処理いたしますので個人を特定されることはございません。プライバシー保護には最新の配慮をいたしますので、あなた自身のお考えや現状をお答えください。

～ご記入にあたって～

- 1 この調査のご記入は、封筒のあて名の方ご本人にお願いします。
- 2 ボールペンまたはえんぴつ等を用いて、調査票に直接ご記入ください。
- 3 回答は、調査票のあてはまる項目の番号を選び、その番号を○で囲んでください。
- 4 質問によっては、ある条件に該当する方だけにご回答頂くものがありますので、説明にしたがって最後までおすみください。
- 5 回答が「その他」にあてはまる場合は、()内になるべく具体的にその内容を記入してください。
- 6 すべてのご記入が終わりましたら、お手数ですが、記入漏れがないかお確かめのうえ、同封の返信用封筒に入れ、最寄りの郵便局かポストへ投函してください。

提出期日：平成26年2月21日(金)

<問い合わせ先> 喜界町役場 企画課

〒891-6292 大島郡喜界町大字湾 1746 番地

電話：0997-65-3683(直通)

男女平等について

問1 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようにお考えですか。次の1～4の中からあなたの考えに最も近い番号を 1つだけ お選び下さい。

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対

問2 あなたは、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。

①～⑥のそれぞれについて、右欄の1～6の中からあなたの考えに最も近い番号を 1つずつ お選び下さい。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
① 家庭の中で	1	2	3	4	5	6
② 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
③ 職場の中で	1	2	3	4	5	6
④ 地域社会の中で	1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度で	1	2	3	4	5	6
⑥ 社会通念、慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問3 あなたは、女性が、議会議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか。次の1～5の中から、あなたの考えに最も近い番号を 1つだけ お選びください。

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない
- 4 そう思わない
- 5 わからない

家庭生活について

問4 あなたは、次のようなことについてどう思いますか。次の①～④のそれぞれについて、右欄の1～5のうちあてはまる番号を1つずつお選び下さい。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
① 妻や子を養うのは、男性の責任である	1	2	3	4	5
② 女性は結婚したら自分自身のことより、家族を中心に考えるべきである	1	2	3	4	5
③ 女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである	1	2	3	4	5
④ 男性の方が女性より、管理職としての素質がある	1	2	3	4	5

【現在結婚している方におたずねします。それ以外の方は問6へおすすみください】

問5 あなたの家庭では、現在、次のような事柄を主に誰が行っていますか。①～④のそれぞれについて、右欄の1～5の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。(育児と介護・看護については、現在該当しなくても、過去の経験があればそれをもとにお選びください。該当しない場合は「5」をお選びください。)

	夫	妻	夫と妻が 分担	その他の 人	該当 しない
① 家事	1	2	3	4	5
② 育児	1	2	3	4	5
③ 介護・看護	1	2	3	4	5
④ 自治会、町内会、公民館など 地域活動への参加	1	2	3	4	5

問6 あなたのご職業を次の1～10の中から1つだけお選び下さい。

自営業主	1 農林水産業 2 商工サービス業 3 その他の自営業
家族従事者 (両親・兄弟等の 元における勤め)	4 農林水産業 5 商工サービス業 6 その他の自営業
雇用者	7 常勤の勤め(公務員、教員、社員等) 8 非常勤の勤め(パート、アルバイト、嘱託、臨時職員)
その他	9 主婦・主夫 10 学生 11 無職

問7 あなたはどのような形で働きたいですか。次の1～10の中から1つだけお選び下さい。

- 1 常勤(フルタイム)
- 2 常勤(短時間勤務、フレックスタイム制)
- 3 パートタイム、アルバイト、嘱託
- 4 契約社員、派遣社員
- 5 在宅勤務
- 6 事業経営
- 7 家業に従事
- 8 働くつもりはない
- 9 働くことができない
- 10 その他()

【現在、勤めにより働いている方(問6で雇用者「7」又は「8」と答えた方)におたずねします。
 その他「9」「10」「11」と答えた方は問 11 へ。それ以外の方は問9へおすすみください。】

問8 あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。次の1～12の中からいくつでも
 お選びください。

- 1 募集・採用の機会に格差がある
- 2 賃金に格差がある
- 3 女性に補助的な業務や雑用(お茶汲み等)に従事させる傾向がある
- 4 昇進、昇格に格差がある
- 5 管理職への登用に差がある
- 6 結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある
- 7 中高年女性には退職を促すような雰囲気がある
- 8 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある
- 9 育児休業や介護休養の取り易さに差がある
- 10 同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある
- 11 その他()
- 12 特に性別により処遇が異なっていることはない

問9 あなたが働いている場では、働く時間、給料、休業日や休暇、仕事の分担などについての
 取り決め(会社の就業規則、農業の家族経営協定などに類するもの)がありますか。
 次の1～4の中から 1つだけお選びください。

1 文章化された取り決めがある		問 10 へ
2 文章化されていないが、合意している取り決めがある (口約束、暗黙の了解を含む)		
3 取り決めはない		問 11 へ
4 取り決めがあるかどうかわからない		

問 10 その取り決めは守られていますか。次の1～4の中から1つだけお選びください。

- 1 守られている
- 2 どちらかというを守られている
- 3 どちらかというを守られていない
- 4 守られていない

仕事と家庭、地域への取組について

問 11 あなたは、日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思いますか。
次の1～5の中から1つだけお選びください。

- 1 非常にそう思っている
- 2 かなりそう思っている
- 3 少しそう思っている
- 4 あまりそうは思わない
- 5 全くそうは思わない

問 12 あなたは、現在、次のような地域における活動に参加していますか。
次の1～11の中からいくつでもお選びください。

- 1 自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動
- 2 婦人(女性)会、老人クラブ、青年団などの団体活動
- 3 子供会、PTA、スポーツ少年団などの子供の活動に関わる団体活動
- 4 消費者運動、環境保護運動などの住民活動
- 5 民生委員・児童委員、体育指導委員などの公的な委員活動
- 6 子育て支援や高齢者介護、障害福祉などを目的としたグループ活動
- 7 NPO法人などの非営利活動
- 8 特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動
- 9 スポーツや趣味、文化振興などに関わるサークル活動
- 10 その他()
- 11 特に何もしていない

【問 12 で「1」を選んだ方におたずねします。それ以外の方は問 14 におすすみください。】

問 13 活動に参加しているお気持ちについて、次の1～3の中から 1つだけお選びください。

- 1 生きがい・やりがいを感じて参加している
- 2 生きがい・やりがいを感じることもあるが、負担に感じることもある
- 3 負担に感じつつ参加している

問 14 あなたが住んでいる地域では、次のような雰囲気や慣習がありますか。

次の1～14の中からいくつでもお選びください。

- 1 地域活動をするときに、参加を強制させる雰囲気がある。
- 2 地域の清掃作業など、外での作業は男性がやるべきだという雰囲気がある。
- 3 女性や若い人は、男性や年長者の意見に従ったほうがよい(従うものだ)という雰囲気がある
- 4 団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある
- 5 会議等で女性が自分の意見を発言することに対して批判的な雰囲気がある
- 6 女性は様々な役割や仕事の経験を積む機会から遠ざけられている雰囲気がある
- 7 様々な役割分担の責任者には男性が就き、女性は補佐役に就くことが多い
- 8 集落・公民館・PTAなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い
- 9 女性が役職に就きたがらない
- 10 会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある
- 11 地域のために慣習を見直すなど、変革を求める人を煙たがる雰囲気がある
- 12 地元(町内)出身でない人を何年たっても「よその人」として区別する雰囲気がある
- 13 地域での生活に関わる事柄について、互いに助け合うために、自分ができることで貢献しようとする意識があまりない
- 14 特にこのようなことはない

問 15 あなたの生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)のかかわり方についておたずねします。次の1～9の中から1つだけお選びください。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない

問 16 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)について、あなたの希望するかわり方を、次の1～8の中から 1つだけお選び下さい。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」いずれもバランスよく配分したい
- 8 わからない

問 17. 男性も女性も、家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに、自分の意志で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要と思われる事項の番号を 3つ以内でお選びください。

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 仕事に生活を合わせるという、仕事中心の社会全体の仕組みを改めること
- 3 男性が家事に参画するライフスタイルについて抵抗感をなくすこと
- 4 男性も女性も生活面・経済面で自立できるようになること
- 5 家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするように十分に話し合うこと
- 6 家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をする
- 7 学校・職場・会社などさまざまな場で男女平等や相互理解についての学習機会を増やすこと
- 8 労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること
- 9 自宅でも仕事ができるように在宅勤務などを普及させること
- 10 育児や介護支援の充実など、育児や介護を社会で支える制度を充実させること
- 11 その他()

問 18 あなたはこの一年間の生活の中で、次のような不安や悩みがありましたか。
次の1～12の中からいくつでもお選びください。

- 1 雇用・転職・再就職など仕事について
- 2 病気・障がいなど身体の健康について
- 3 生活費・借金などお金について
- 4 ストレス、うつなど心の健康について
- 5 恋愛について
- 6 職場や地域での人間関係について
- 7 夫妻・親子など家族の間での人間関係について
- 8 育児・子育てについて
- 9 介護・看護について
- 10 妊娠・出産に関することについて
- 11 自分や家族の将来について
- 12 特になかった

問 19 あなたは、配偶者・婚姻届は出していないが事実上婚姻関係(事実婚)にある相手、元配偶者、元事実婚の相手、恋人、元恋人との間で、次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思えますか。①～⑬のそれぞれについて、右欄の1～3のうちあてはまる番号を1つずつお選びください。

	どんな場合 も暴力にあ たると思う	暴力にあ たると、 そうでない 場合がある と思う	暴力にあ たるとは思 わない
①平手で打つ	1	2	3
②足でける	1	2	3
③身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	1	2	3
④なぐるふりをして、おどす	1	2	3
⑤刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
⑥嫌がっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
⑦見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑧何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3
⑨交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
⑩「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」など立場を責め立てることを言う	1	2	3
⑪大声でどなる	1	2	3
⑫常に命令口調で話す	1	2	3
⑬家に生活費を入れない	1	2	3

問 20 あなたはこれまでに、配偶者・婚姻届は出していないが事実上婚姻関係(事実婚)にある相手、元配偶者、元事実婚の相手、恋人、元恋人から次のようなことをされたことがありますか。
 次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～3のうちあてはまる番号を1つずつお選びください。

	何度もあった	1, 2度あった	まったくない
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③嫌がっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

【問 20 でひとつでも、「1」「2」を選んだ方におたずねします。それ以外の方は問 23 へおすすみください。】

問 21 あなたはそのことを、だれかに打ち明けたり相談したりしましたか。
 次の1～13の中からいくつでもお選びください。

- 1 配偶者暴力相談支援センター(県男女共同参画センター、県女性相談センターなど)に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した
- 4 喜界町の健康教室や母子相談等で相談した
- 5 他の市町村の相談窓口(女性相談など)に相談した
- 6 1～5以外の公的な機関に相談した
- 7 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)に相談した
- 8 医療関係者(医師、看護師、助産師など)に相談した
- 9 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した
- 10 家族や親戚に相談した
- 11 友人、知人に相談した
- 12 その他()
- 13 どこにも、だれにも相談しなかった(できなかった)————>問 22 へ

【問 21 で「13」を選んだ方におたずねします。それ以外の方は問 23 へおすすみください。】

問 22 どこにも、誰にも相談しなかった(できなかった)のはなぜですか。

あてはまる番号をいくつでもお選びください。

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことが分ると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまでどおりのつきあい(仕事や学校、地域などの人間関係)ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて思い出したくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他()

男女共同参画について

問 23 あなたは、男女共同参画に関連の深い用語について知っていますか。次の①～④のそれぞれについて、右欄の1～3から1つずつお選びください。

	よく知っている	聞いたことがある	知らない
①男女共同参画	1	2	3
②男女共同参画社会基本法	1	2	3
③女子差別撤廃条約	1	2	3
④仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3

問 24 「男女共同参画社会」を実現するために、喜界町の施策に望むことは何ですか。
次の中からあてはまるものを3つ以内でお選びください。

- 1 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発
- 2 学校などにおける男女平等教育の推進
- 3 社会教育・生涯学習の場での学習の充実
- 4 職場における男女均等な取扱いについての周知徹底
- 5 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実
- 6 介護サービスの充実
- 7 検診体制や相談など健康に関する事業の充実
- 8 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
- 9 審議会等の委員の女性の登用
- 10 女性の就労支援の充実
- 11 男女共同参画条例の整備
- 12 その他()

用語解説

[あ]

ESD

持続可能な開発のための教育〔Education for Sustainable Development〕の略
持続可能な社会を実現するための教育で、環境教育、人権教育など、幅広い分野の教育を総合的に進めるもので、子どもから大人までを対象としており、学校のみならず家庭、社会、職場などあらゆる場で行われる。一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

NPO（民間非営利組織）

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいう。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。

法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

[か]

家族経営協定

農業等を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書化すること。

[さ]

性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

[た]

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。

デートDV

高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDVのこと。

テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、政府は、「テレワーク人口倍増アクションプラン」を平成19年に策定し、平成22年からは「新たな情報通信技術戦略」に引き継がれ、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境整備のため、テレワークの普及に取り組んでいる。

[は]

保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令のこと。保護命令には、被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、退去命令がある。

[ま]

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。

まちづくり協議会

概ね小学校区を基本として、自治会や社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、学校などの地域団体に構成され、各団体の意見の調整を行い、地域課題の解決等自主的な活動による地域づくりを進める地域団体のこと。

民間シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる民間団体によって運営されている施設のこと。被害者の一時保護にとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると

ともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置

を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方

針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、

教育、雇用 のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び

家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適切な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適切な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適切な立法その他の措置（適切な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。第三条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条 締約国は、次の目的のためのすべての適切な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な

識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生

殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適切な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するも

のを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃

するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に

関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出され

た委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記

載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものでは

ない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際

に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：平成25年法律第72号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同

じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画

を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する

家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよからの暴力による被害の発生を防止するた

う努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者ために必要な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

偶者であった者。以下この条、同項第3号

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配及び第4号並びに第18条第1項において

同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

学校その他その通常所在する場所の付近を

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学するはいかいしてはならないことを命ずるもの

とする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める

ときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した

裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）

その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）

がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

するため当該命令を発する必要があると認

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあって

は、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

(イ) 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

(ロ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ハ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(ニ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が

相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援

センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第

4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実

を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、

この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則
(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は、同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 [略]

○鹿児島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日

条例第 56 号

鹿児島県男女共同参画推進条例をここに公布する。

鹿児島県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第 9 条)

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 10 条—第 16 条)

第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会(第 17 条—第 24 条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下

「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第 16 条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年 7 月 25 日から同月 31 日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第 17 条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第 10 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 18 条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員 20 人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平 21 条例 14・一部改正)

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められてい

る男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)
抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

喜界町男女共同参画推進会議設置規程

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会を実現するため、喜界町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、あらかじめ会長が指名する者が代理することができる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、喜界町男女共同参画幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、町長が任命する者をもって組織する。
- 3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長
企画課長
住民課長
建設課長
保健福祉課長
税務課長
会計課長
産業振興課長
水環境課長
農業委員会 事務局長
教育委員会 総務課長
教育委員会 生涯学習課長
議会事務局長
老人福祉施設長
早町支所長
消防署長

喜界町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 喜界町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、喜界町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報償)

第6条 委員の謝金は、懇話会開催ごとに4,000円とする。

(会議)

第7条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

発行日／平成 27 年 3 月

発 行／鹿児島県喜界町

〒891-6292 鹿児島県大島郡喜界町湾 1746 番地

TEL 0997-65-1111 FAX 0997-65-4316

企画編集／喜界町役場企画課

<http://www.town.kikai.lg.jp/>